

iv 人権のまちづくりの推進

《取り組みの概要》

市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

(1) 人権のまちづくりの推進

- ① 「人権教育・啓発推進事業」を通して、小学校区人権啓発推進協議会や中学校区人権のまちづくり推進協議会へ取り組みの支援を行い、学社連携を図るとともに、地域の人権課題の実状を踏まえた取組の充実、より住民主導の取組への移行を進めた。
- ② 人権のまちづくり学園コミュニティ研修会において、取り組みの参考となるように具体的な実践の報告や各地域の取り組みの情報交換を行い、学校・家庭や地域との連携をより推進していくための支援を行った。
- ③ 三潴中学校区の「人権のまちづくり報告会」実施に向け、取り組みを支援した。また、人権のまちづくり推進に関する関係各課や団体と連携して「人権のまちづくり検討部会」を開催し、17 校区の人権のまちづくり推進協議会の代表者や実務者が参加する「人権のまちづくり推進協議会連絡会」(仮称) 開催へ向けて作業を進めた。
- ④ 「『協同的な学び』の考え方を生かした授業づくり」をテーマに、教科チームと人権・部落問題学習チームに分かれて研究を進めた。学力向上と人間関係づくりに効果があることが判明したためこれを発表会で報告している。一方、子どもの自尊感情をいっそう高めたり、将来への展望を持たせたりするためにも、地域・家庭の教育力の向上や学校教育との結合を研究する必要にも迫られており、「人権のまちづくり」の研究を進めねばならない課題が残された。

(2) 同和地区児童生徒及び住民に対する教育・啓発活動

- ① 教育集会所運営委員会に参加し、同和地区住民及び近隣地域住民の民主的・組織的な教育・啓発活動の促進に努めた。
- ② 学習指導員を 4 名配置し、基礎的基本的な学習内容の定着や、家庭における学習の習慣化など必要な指導を行った。また、人権・同和教育課と学習指導員 4 名との情報交換の場を毎週 1 回もち、児童生徒の生活状況や学習の状況、今後の指導の在り方等を確認しながら学力保障の取り組みを進めた。

《平成 24 年度に実施した事業の概要》

| 区分 掲載ページ | 事業名（担当課） ★は重点事業 | 実施概要 |
|----------------|----------------------------|---|
| その他事業 P85 | 社会人権・同和教育事業 (人権・同和教育課) | 社会人権・同和教育研修等による団体等の育成及び進路保障を図るための所要の事業を実施するなど社会人権・同和教育を推進し、差別のない地域社会の実現を図った。 |
| 重点事業 34 P84 | ★人権教育・啓発推進事業 (人権・同和教育課) | 校区人権協の充実強化を図りながら、全中学校区毎に「人権のまちづくり推進協議会」を設置し、これを中心とした地域主体の人権教育・啓発を推し進め、差別をなくす意志と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図った。 |
| その他事業 P85 | 小・中・高等学校同和教育事業 | 部落差別をはじめとする様々な差別の現実に学び教職員の人権についての認識を深めるとともに、その研究成果を広 |

| | | |
|--------------|---------------------------|---|
| | (人権・同和教育課) | く啓発・普及することによって、人権・同和教育の振興・充実を図った。 「学習理解力」「確かな人権認識」「豊かな感性」を併せ持った「学力」を培う学習活動の研究と実践を推進した。 |
| その他事業 P85 | 学校人権・同和教育事業 (人権・同和教育課) | 差別をなくす意志と実践力を持った児童生徒を育成し、差別意識を解消するため、授業改革プロジェクト事業を実施し、人権教育や学力保障の視点を据えた授業研究を進めた。また、久留米市人権・同和教育研究協議会の育成、質問教室の実施、就園・就学・進学奨励金等の給付を行うなど、基本的人権を尊重する意識を醸成した。 |
| その他事業 P85 | 社会同和研修事業 (生涯学習推進課) | 同和問題をはじめとする人権問題に関して「なるほど人権セミナー」をはじめとする啓発事業を実施するほか、人権・同和教育を推進するリーダーの養成、啓発資料の作成、校区コミュニティセンター等における人権学習の振興を図った。 |

重点事業34

| | | | |
|--------------|--|--------|----------|
| 事業名 (担当課) | 人権教育・啓発推進事業 (人権・同和教育課) | H24 決算 | 7, 110千円 |
| 目的等 | 学校と地域の連携による地域に根ざした人権教育啓発活動の推進により、差別をなくす意志と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図る。 | | |
| 事業内容 | <p style="text-align: center;">～めざす都市の姿～ 市民一人ひとりが輝く都市久留米</p> <p style="text-align: center;">↑ ～施策の柱・方向～ 人権が尊重されるまちに</p> <p style="text-align: center;">↑ ～施策～ 人権意識の確立</p> <p style="text-align: center;">↑ ～戦略事業～ 人権教育・啓発推進事業 (人権のまちづくり)</p> <pre> graph TD A[～めざす都市の姿～ 市民一人ひとりが輝く都市久留米] --> B[～施策の柱・方向～ 人権が尊重されるまちに] B --> C[～施策～ 人権意識の確立] C --> D[～戦略事業～ 人権教育・啓発推進事業 (人権のまちづくり)] D --> E[社会人権・同和教育の取組み ○校区人権協議会による人権啓發活動の工夫 ・各校区に2名の人権啓發推進員を配置 ○校区コミュニティを中心とした人権啓發活動の工夫 OPTAによる学校同和教育と連動した人権啓發活動の工夫] D --> F[学校人権・同和教育の取組み ○モデル校区事業の指定(報告会の実施) H19 筑邦西 高牟礼 青陵 H20 田主丸 H22 北野 城島 H24 三潴] E --> G[地域コミュニティ (各校区人権啓發推進協議会)] F --> H[学園コミュニティ (幼・保・小・中・高の連携)] G --> I[○○中学校区「人権のまちづくり推進協議会」] H --> I I --> J[～具体的行動目標～ 校区人権フェスティバルの開催等 久留米市人権フェスティバルの開催等] J --> K[久留米市人権啓發推進協議会] </pre> | | |
| 成果目標 | 「人権のまちづくり推進協議会」の充実を図り、次回意識調査における「差別をなくす努力をする」市民の割合 30% | | |
| H24 年度の成果等 | 平成24年度をもって、17中学校区すべてからの事業報告会を実施することができた。 | | |
| 今後の方向性等 | 地域住民を人権のまちづくり活動の主体としていくために、各協議会間の連絡会を開催し、成果・課題について協議を行い、地域に根ざした人権教育啓發活動の推進に努める。 | | |

評価

「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)



【その他の事業】

評価区分：「◎」（達成） 「○」（概ね達成） 「△」（未達成） 「×」（要改善・検討） 「－」未実施

| 事業名（担当課） | 決算額 (千円) | 評価 | 備考 |
|----------------------------------|-------------|----|---|
| 社会人権・同和教育事業 (人権・同和教育課) | 9,850 | ○ | 団体主催研修等参加延べ人数…1,016名 研究集会等参加延べ人数…121名 |
| 小・中・高等学校同和教育事 業 (人権・同和教育課) | 3,000 | ○ | 9 指定校のうち篠山小、城島小、田主丸中 学校の3校が研究報告会を行い、柴刈小、 東国分小、莊島小学校が中間報告会を行い、 人権が尊重される学校作りのあり方などの 研究成果の公開を行った。また、平成24 年度から南筑高等学校を指定校とし、市立 高校への人権・同和教育の充実を図った。 |
| 学校人権・同和教育事業 (人権・同和教育課) | 35,148 | ○ | 学習指導員4人を配置するなど、質問教室 の支援を行った。質問教室をとおして地区 児童生徒の自立心を養成するとともに、学 力の向上が図られた。 |
| 社会同和研修事業 (生涯学習推進課) | 3,516 | ○ | なるほど人権セミナー全8回 参加人数：1,785名 人権のまちづくりコーディネーター講座5 回連続 参加人数：延べ88名 |

v 行政改革、財政構造改善計画の取り組み

《取り組みの概要》

近年の厳しい社会状況を背景に、効果的な市民サービスの実現と効率的な行政の展開を図るために、久留米市新行政改革行動計画に基づき、学校給食調理業務や学校校務員業務の委託化、PFI 手法による中央学校給食共同調理場の運営、社会教育施設における指定管理者による管理運営などに取り組んだ。

- ① 学校給食調理業務について、6 校（南・弓削・北野・大城・金島小学校、及び北野中学校）で新規に民間委託を開始した。（H25 年度末現在の民間委託校 31 校（小学校 29 校、中学校 2 校）、センター1ヶ所）
- ② PFI 事業者の調理・配送等の業務状況について、日常及び定期的なモニタリング（実地確認、業務報告書の確認、協議等）を行い、円滑かつ安定的な管理運営の実施に努めた。
- ③ 非常勤司書採用による専門性を確保しサービス向上を図るとともに、中央館と地域館との組織統合によりサービス水準確保と効率的運営に努めた。
- ④ 生涯学習センター、勤労青少年ホーム及び体育施設の主なものについて、指定管理者による管理運営を実施し、業務遂行状況について指定管理者に対するモニタリングを定期的に行うなど、適切な業務水準の維持に努めた。

vi 教育委員会の活性化

《取り組みの概要》

教育委員会会議においては、効果的で円滑な教育行政の運営が図られるよう、教育行政の基本的な方針や具体的な施策、議決案件、報告事項について審議・検討する。審議・検討に際しては、事前の資料提供、学校や社会教育施設を視察・訪問するなど、各委員の多様な意見が得られるよう教育委員会会議の深化を図る。

また、効果的な教育行政の推進や市民等への説明責任を果たす観点から、教育委員会活動について点検・評価を行っていく。

(1) 開かれた教育委員会の取り組み

- ① 市ホームページにて次回の教育委員会会議の開催日時・場所等を掲載するとともに、会議終了後には毎月の議案及び会議録等について公開した。
- ② 児童生徒や教職員の意向を把握し、教育行政に反映することができるよう、特別支援学校、南小、浮島小にて移動教育委員会を行った。また、市役所で行われる様々な行事に対して教育委員の活発な参加が行われた。
- ③ 平成 23 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検評価について、市議会に報告後、市ホームページにて公表を行った。

(2) 教育委員会活動の充実・高度化

- ① 教育事務所管内の教育長会議を通じて、他の教育委員会の活動状況や先進的取り組み事例の情報収集・情報交換を行った。

(3) 行政としての一体的な取り組みの強化

市長部局の特別職と教育長との定期的な協議（トップ会議）や部長会を通じて、市政策を踏まえた教育行政の推進に努めた。教育委員会業務を補助執行している協働推進部、市民文化部、子ども未来部とは頻繁に協議・連携を行いながら業務を遂行した。

また、教育行政との関係が深い分野の所管部局とも連携し、久留米市総合計画に基づく、一体的、総合的な行政の展開を図った。

【平成 24 年度に実施した事業】

評価区分：「○」（達成） 「○」（概ね達成） 「△」（未達成） 「×」（要改善・検討） 「-」未実施

| 事業名（担当課） | 事業概要 | 決算額 (千円) | 評価 | 備考 |
|-----------------------|---|-------------|----|--|
| 移動教育委員会の開催 (教育部総務) | 特色ある教育や市で取り組んで欲しい教育への要望などを把握するために、現地視察や地域の教育関係者等との意見交換を行った。 | - | ○ | 特別支援学校、南小、浮島小、にて移動教育委員会を行い、児童生徒や教職員の意向を把握し、教育行政への反映を図った。 |
| ホームページの充実 (教育部総務) | 情報化社会に対応するため、情報の発信・収集のしくみを研究し、ホームページの充実を図った。 | - | ○ | 市公式ホームページにおいて、教育委員会会議の開催情報等を随時更新した。 |

5. 今後の方向性について

学校教育

1. 基本的な考え方

学校教育については、平成26年度までを計画期間とする「第2期久留米市教育改革プラン」で定めた「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どもたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かって教育改革を進めることとしている。なかでも、「市民一人ひとりを大切にする市政 安心、活力に満ちた久留米づくり」という市政運営方針のもと、とりわけ、全国平均以上の学力と平均以下の不登校出現率・平均以上の不登校復帰率を目指し、「学力の保障と向上」「不登校の予防と解消」を重点課題とするほか、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても重点的に取り組むこととする。

学校施設については、子どもたちが「笑顔で学ぶ」ための安全・安心な学習環境の確保の観点から、さらなる整備・充実を図る。

また、全国的な傾向として、さらなる少子化の進行と地域間での人口分布の偏りが予測されている中、本市においても今後、児童数の減少が推計されている。このような中、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、特に課題が大きい小規模学校のあり方について検討等を行う。

2. 重点取組

(1) 学力の保障と向上

学習支援ボランティアを活用した学習習慣定着支援事業の拡充を図る。また、市独自事業である小学校3年・4年及び中学校1年の少人数授業の実施を継続し、学習のつまずきへのきめ細かな対応を行う。

(2) 不登校の予防と解消

不登校傾向及び不登校生徒に校内での居場所をつくり、教室に入ることができるよう支援を行う適応指導教室の拡充を図る。また、生徒指導サポーターの配置拡大や、スクールカウンセラー等を教育委員会事務局に配置することにより不登校対策を充実する。

また、適応指導教室「らるご久留米」及び訪問指導を通し、個々の不登校課題に対しきめ細かな対応を行う。

(3) 学校施設の整備・充実

平成25年度末の小中学校・特別支援学校施設の耐震化100%に向けて取り組むほか、高等学校の耐震化についても、引き続き取り組む。さらに、平成24年度の耐力度調査の結果をもとに選定した学校の改築工事に向けた設計を行うとともに、外壁落下や床材劣化等による児童生徒への危険性の除去等、施設管理者としての適切な維持管理とライフサイクルコストを視野に入れた施設の長寿命化に向けた対応を行う。

(4) 学校の小規模化対応

平成24年度に久留米市立小中学校通学区域審議会から出された「複式学級を回避・解消するような施策実施を進めるべき」との中間答申に基づき、速やかに実現可能な制度の導入を図る。また、引き続き通学区域審議会での審議等を通して、本市小学校の小規模化における通学区域のあり方について検討を進める。

生涯学習・社会教育

1. 基本的な考え方

市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組む。くわえて、利用者が安全で安心して利用できるよう、生涯学習施設等の改修を進める。

2. 重点取組

(1) 久留米市校区まちづくり連絡協議会との生涯学習・社会教育の推進

校区住民による自主的で自立的なまちづくり活動を推進するため、久留米市校区まちづくり連絡協議会と連携しながら、校区コミュニティセンターで実施される様々な生涯学習・社会教育事業の支援を行い、校区住民による生涯学習・社会教育活動の振興を図る。

(2) 青少年健全育成事業の充実

「少年の翼」や「わくわく遊友体験塾（通学合宿）」「それいけ！チャレンジやるキッズ」（アドベンチャーキャンプ事業）などの体験活動を基盤として青少年の健全育成を目的とした事業について、参加の促進と効果的な事業実施を図る。久留米市子ども会連合会との連携を深め、子ども会の組織率の向上と活性化を支援する。また、「チャレンジ子ども土曜塾」について、未実施校区（2校区）への働きかけを強化し全小学校区（46校区）での実施を目指す。

(3) 生涯学習に係るボランティアの積極的養成

平成23年度に、市民との協働の取組みで、市民が学習成果を活用できる場の提供等を通じて社会貢献できる仕組みとして、生涯学習推進課・ＬＬネットコア・生きがい健康づくり財団の三者でサークルバンクを立ち上げ、平成24年度より利用開始している。今後も市民への周知に努め、利用の促進を図るとともに、登録サークルのさらなる増加を図る。

(4) 社会人権・同和教育の推進

人権が真に尊重されるまちづくりを目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るために、「なるほど人権セミナー」の充実を図る。

また、校区内のネットワークづくりや、人権のまちづくりをコーディネートしていく人材を育成するため、「人権のまちづくりコーディネーター講座」を実施する。

(5) 生涯学習施設の改修

田主丸勤労青少年ホームや城島働く女性の家など、施設の老朽化が著しい生涯学習施設について、施設利用者の安全性の確保やより一層の施設の有効活用を図るため、耐震補強や防水工事等の改修工事を行う。

文化財保護

1. 基本的な考え方

市民共有の財産である文化財について適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民の郷土愛の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、歴史文化遺産等を活用し、地域との協働により、地域の活性化に繋がるような事業の展開を図る。

2. 重点取組

(1) 歴史文化遺産を活用した久留米の魅力づくり

文化財を地域の個性を伝える「地域資源」として捉え、地域とともに学び、磨いていくことにより、特色ある町づくりに活用していく。更に、筑後国府跡と高良山や、耳納山麓など、各地域に所在する歴史文化遺産と、観光資源や人的資源を含めた地域資源を広域に連携して活用し、地域活性化につながる拠点施設の整備を推進する。

(2) 「からくり儀右衛門展」の開催

「東洋のエジソン」と称される田中久重が久留米藩に召抱えられて150年を迎えるにあたり、同氏が発明した多くの作品を展示し、その功績をPRすることにより、子どもたちに夢を与え郷土愛を育むとともに、「ものづくりのまち久留米」をアピールし、久留米市のイメージアップを図る。

(3) 文化・観光施設の積極的な利用

① 有馬記念館の活用

有馬記念館については、年間を通して企画展や各種イベントを開催し、観光客等の集客を図るために、積極的なPRと周辺の梅林寺、坂本繁二郎生家、水天宮等の歴史的遺産との連携や関係の美術館、博物館の資料を活用する企画展を開催する。

② 坂本繁二郎生家の活用

坂本繁二郎生家については、市民との協働により、坂本繁二郎生家保存会の活動支援を行い、文化・観光拠点として活用を図る。

平成25年度は、昨年度に引き続き、石橋美術館や青木繁旧居等との連携した事業や、継続して集客するための企画展や講座を実施する。

体育スポーツ

1. 基本的な考え方

市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、総合型地域スポーツクラブ・スポーツ推進委員との連携など、スポーツの推進に努める。

また、質の高いスポーツに触れることができるよう、全国大会等規模のスポーツ大会の誘致や市内で開催される各種スポーツ大会等への助成を行う。

あわせて、市民が安心して利用できるようスポーツ施設等の整備・改修を進める。

2. 重点取組

(1) 「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づいた事業の推進

平成24年度に事業体系を見直した久留米市スポーツ振興基本計画については、目標の実現に向け、指導者養成講習会や体験型各種スポーツ教室の開催等、計画的に事業を推進する。

(2) スポーツ施設の整備活用

多様化するスポーツニーズに応え、体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことができるよう、計画的かつ体系的なスポーツ施設の整備・拡充を図る。また、地域スポーツ活動の拠点として、学校施設開放事業の充実を図る。

(3) 総合型地域スポーツクラブへの支援

子どもから高齢者まで、あらゆる階層の人々が、身近で手軽に参加できる住民主導型の「総合型地域スポーツクラブ」に対して、活動の支援やクラブの自立に向けた事業展開を図る。

(4) スポーツ交流・スポーツ大会の推進

国際大会、全国大会、九州大会等のスポーツ大会の開催を通して、市民スポーツのレベルや競技力の向上に努めるとともに、地域との連携により、久留米市の情報発信や地域経済の活性化を図る。また、スポーツを通じた地域間交流の拡大を図る。

(5) 地域コミュニティ再編に伴う地域スポーツ大会の見直し

旧4町地域では、旧町を単位として地域スポーツ大会を実施しているが、平成23年度より段階的に補助金を縮減しており、平成27年度までに旧久留米市の制度に統一する方向で調整を図っていく。

図書館

1. 基本的な考え方

地域社会の学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な資料や情報の収集・蓄積を行い、各地域図書館等とのネットワークの緊密化並びに関係機関・団体等との連携など、図書館としての総合力をさらに高め、サービスの向上に努める。

2. 重点取組

(1) 子どもの読書活動推進計画の着実な推進

平成24年3月に策定した「第2次久留米市子どもの読書活動推進計画」に基づき、さらなる子どもの読書活動の推進を図る。

(2) 図書館の整備

昭和53年開館後、34年が経過した中央図書館の耐震化など今後の長期利用を見据えた施設環境整備を図るとともに、六ツ門図書館、地域図書館について関係部局との連携により、施設環境の整備充実に努める。

(3) 運営体制の充実

住民サービス向上を図るために、中央図書館、地域館組織の効果的運営体制について継続して研究検討に努めるとともに、関連施設との連携を深め、サービス充実を図る。

(4) ボランティアとの連携・協働

市民との協働による魅力ある図書館サービスの提供と図書館や読書に対する理解の促進を図るために、図書館ボランティア（おはなし、ブックスタート、ブックトーク、点字、録音等の各種ボランティア）の養成・フォロー研修を行うとともに、それぞれの主体的な活動の支援を行う。

6. 点検・評価に関する学識経験者からの意見

【福岡教育大学教授 井上 豊久 氏による意見】

貴教育委員会から求められました「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書」（平成24年度分）に対する意見を述べます。

I 全体的なこと

「点検及び評価の対象及び方法」はそのために定められた実施要綱に基づいて実施され、1. 教育委員会の権限に属する事務（教育委員会そのものの活動状況）、2. 教育長及び教育委員会事務局職員に委託された事務（主として教育施策の推進状況）の2項目のそれぞれについて、各項目毎に評価が行われています。

1.については、教育委員会の権限に属する事務の状況、(1)教育委員会会議の開催及び運営状況、として概要が、(2)教育委員会の権限に属する事務の処理状況として、審議状況及び議案数が示され、更に委員会会議の実施状況が開催期日毎に議案一覧及び報告事項の件名一覧として整理され、教育委員会が24 年度に管理し、執行した事務の内容を全般的に理解することが出来ます。

2.については(1)総括的な考え方、(2)施策の取り組み状況として「平成24 年度施策要綱」に掲げられた施策毎にその「取組みの概要」と具体的な「主要事業名及び決算額」を明記し、その「達成度評価」が「○(達成)、○(概ね達成)、△(未達成)、×(要改善・検討)、－(未実施)」の5段階で施されています。更に最後に「今後の方向性」が記載され、概略的な展望を理解できます。本意見書を作成するに当たっては、「平成24年度久留米市教育施策要綱」（以下、「教育施策要綱」と略す）と自己評価資料等を参考にいたしました。

II 教育委員会の活動状況について

教育委員会会議は定例会12回、臨時会1回、移動教育委員会3回が開催され、会議毎の審議事項及び議案数・報告事項等が整理されています。54件の議案が審議され、その内容が時系列にそって明記されていて、事務局提案の議題や協議事項については議論と適正な処理が行なわれたものと判断します。体罰や防災等の昨年度特に注目されていた内容についてどのように論議されたのかがさらに明確に示される必要があると思われます。

III 教育施策の進捗状況について（教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務の進捗状況）

学校教育、青少年の健全育成、生涯学習都市づくり、人権のまちづくり、行財政改革、教育委員会活性化策等々、平成24年度の「教育施策要綱」に示されたそれぞれについて、その取組みの概要が整理して記載され、施策推進のための主要事業に関する「達成状況」が評価されています。以下、項目ごとに評価と所見を示します。総括的な考え方、では、第2期久留米市教育改革プランに沿いながら、学習指導要領の改訂への対応や社会教育分野への対応がなされたことが示されています。

i 生きる力を育む学校教育の充実

1 教育改革プランの推進

(1) 「健やかな体」の育成

食育に関しては継続して積極的に取り組んでいることは評価でき、栄養教諭・学校栄養職員等の

これまでの取り組みを生かした「食育プログラム研究推進事業」はPTAとのさらなる連携によって成果が大きく出ることが期待されます。特別支援学校に対する「医療的ケア対応事業」は緊要な内容であり、今後も特別支援が必要な子どもについては家族を含めた総合的な子ども支援を継続することが求められます。

(2) 「豊かな心」の育成

スクールカウンセラーと校内適応指導教室助手が連携して不登校生徒等の支援を行っていることは、まだ成果は不十分とはいえる、評価できます。今後は生徒指導助手、スクールソーシャルワーカー、訪問指導等の成果も活用しながら総合的に不登校・ひきこもりに関して取り組むことが求められます。今後も協議・検証し、スクールソーシャルワーカー活動のさらなる充実と医療・福祉・法務分野、NPO等と連携したチームによる支援をさらに充実する必要があります。中学校での美術館訪問は美術への感性を育てるという意味でも有用であり、「くるめ学」子どもサミット事業は総合的な学習の時間との関連づけもされており、考える力にもつながると思われますが、事後の充実した展開が待たれます。

(3) 「確かな学力」の育成

小・中学校学力実態調査事業では学力検証による学力向上のための取り組みが行われていますが、今後は家庭学習習慣の定着などより自律的な学習支援へのさらに充実した取り組みが求められましょう。小中学校の少人数授業、特別支援教育支援員の活用事業などは児童生徒の個別学習に有用であり、継続が求められます。平成24年度実施の久留米市学力・生活実態調査の結果から、低学力の児童・生徒のつまずきの実態を個々に把握し、底上げが図られたことは評定1が減少するなど評価できます。家庭学習習慣の定着を図るために学生ボランティアの活用は評価できますが、今後はさらなる生活習慣の確立への支援や、ボランティア活動後の学生に関する成果の検証・改善が求められます。

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

「生き生きスクール事業」については継続して実施され、充実がみられますが、各学校の特色を出すということだけではなく、保護者や地域の段階的な参画をさらに図ることが必要です。小中連携コーディネーター事業は小中連携を本格的に推進するために有効であることが一部は成果としてみられますが、今後は児童生徒の直接交流や地域貢献、そして体系的なカリキュラム開発など教科ごとにさらに進めていく必要があります。

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

学校給食の充実は効率化等の面で評価できますが、今後も栄養教諭・栄養士等との連携がさらに求められます。

3 学校教育環境等の整備

小中学校の耐震化率98.2%は評価できますが、今後も早急に取り組み、平成25年度中には確実に100%にする必要があります。継続されている奨学金・就学援助についても一定の評価が出来ますが、執行額も大きくなってきており、情報提供に加え、相談も含めた総合支援のさらなる充実や追跡調査・分析についても今後は検討していくことが求められます。PM2.5の対応についても基準値を設けるなど適切になされていると思われますが、今後ひどくなってきた場合、さらなる各校の即時的

対応に関する検討が求められます。

4 教職員の指導力向上の推進

教職員研修に関しては教育センターを中心に継続的に取り組まれ、研修者の満足度が高いことは評価できますが、地域的・現代的課題等もかんがみ、さらなるニーズ把握等によって検討することも必要です。小中連携カリキュラムの一層の公開など、情報共有をさらに進展させていくことが求められます。各々の教員が授業ができるだけ公開し、学校全体で日常的に授業改善等ができる風土をつくり上げていくことが重要です。体罰に関しては研修等なされていますが、実践的な対応への配慮とともに学外の指導者の徹底もさらに求められましょう。

ii 青少年健全育成の積極的な育成

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

継続して行われている立ち直り支援の実施については新たに19名が加わり、59.5%が立ち直ることができ、成果が上がっており、評価できます。少年の翼は貴重な体験活動の提供として評価できますが、補助金を支出していることから、今後は参加者が参加後に団体や地域の活動に参加しているかなど追跡調査・分析も必要です。

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

青年講座「風の羽ばたき隊」を育成しながら、協働でナイトハイクなどを行っていることは青年参画・リーダー育成の視点から大いに評価でき、今後の検証と拡充が求められます。子どもたちの生きる力を育むチャレンジ子ども土曜塾、など青少年学校外活動支援事業に関しては大半の校区で実施され、継続して子どもの参加は3万人を越え、大人の参加も1万人を越えるなど評価できますが、さらなる参画型への移行の検討が求められます。

iii 生涯学習都市づくりの推進

地域づくりや絆つくりの視点から生涯学習の分野においてもまた、この教育改革プランの理解や実践のための関係者の研修等のますますの充実が求められます。

1 生涯学習・社会教育の推進

地域の特色を活かしながらの公民館利用者が多いことは評価できますが、適切な人材育成、地域づくりや社会貢献へのつながりに関しても今後は配慮が求められます。図書館に関しては中央館が長期休館の中での貸し出し冊数2%減はネットワーク化の進展という視点からの整備が進められていることとともに評価できますが、市内における利用率の地域ごとの的確な把握や利用者意見・利用できていない人の意見等をいかし、貸し出しや返却場所のさらなる増大、総合的な文字活字文化の醸成という視点からトレイル（動線）やサテライト（拠点）の位置・機能等を客観的に検討し、専門人材の育成などさらに総合的に整備していくことが求められます。

2 活力あふれる市民スポーツの振興

既存の5つの総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関しては先駆的に取り組まれており評価できますが、地域の特性や人材等に応じて受益者負担型でどこまで成立するのかなど実現可能性や経営上の課題などを継続して析出し、生涯スポーツ推進体制の整備推進を着実に進展させることが求められます。また、成果目標とも考え合わせながら、施設の稼働率、利用人数を把握・検討し、今

後の施設整備の充実への改善を行っていくことが必要です。その際、今後は財源も考慮し、新設よりも既存施設の維持管理・有効活用を図るための検証と提案が求められます。

3 文化財の保護と活用

発掘調査事業が遅延なく進められたことは評価できます。六ツ門図書館の企画展・常設展の入場者数が継続的に15,000人に達しているのは評価でき、地域を愛する心の醸成に役立っているのではと思われます。歴史公園の整備では整備作業に直接関わってもらうなど整備の段階から市民参画の充実を他機関と連携しながら行い、文化財周知事業による理解の推進と並行し、活用についてさらに充実していくことが求められます。

iv 人権のまちづくりの推進

「差別をなくす努力をする」市民の割合が30%に達したことは評価できます。学校教育と社会教育の連携・融合を図りながらの「人権のまちづくり推進協議会」の組織化は総合的な推進という視点から取り組みに特色が認められます。コーディネーターの養成は重要ですが、各種の人権団体の協働の視点から今後の検証・活用が求められます。人権のまちづくり、人権・同和教育は久留米市が継続的・先駆的に取組んでいる特色ある事項として評価できますが、情報化・国際化・高齢化等へのさらなる対応も含め、ネットへの対応など今後の検証やさらなる改善が求められます。

v 行政改革・財政構造改善計画の取組みについて

学校給食調理業務、PFI手法の導入、非常勤司書採用による専門性の確保で財政負担の軽減、業務の統一化と取り組まれ、行政の効率化が図られています。今後とも、業者委託や指定管理者の選定に当たっての公平性の確保と、職員の専門性の確保やNPOを含めた民間の特色を活かすこと、民間委託による市民サービス低下を招かないよう配慮することに注意を払いながら行政負担の軽減に努める事が求められます。特に教育においては短期的だけではなく長期的展望の必要性や教育という特性から必ずしも費用対効果のみでは測れないものもあるなど、特段の配慮が必要です。委託に関しては委託先が公共性の観点を踏まえた上で独自性を発揮できる環境づくりの視点から継続して今後の検証・評価・改善が求められます。

vi 教育委員会の活性化

ホームページの充実、移動教育委員会など開かれた教育委員会の取り組み、他の部局等との一体的な取り組みの強化、については評価できますが、本格的な協働についてさらに実践しながら改善していくことが求められます。24年度の委員会では、23年度から始まった第2期教育改革プランに関する内容が含まれていますが、これについては、進行・管理・検証・改善の面から久留米市教育の特色的創出の視点を入れ、さらなる主体的な審議が求められるのではと思われます。「第2期久留米市教育改革プラン」広報紙である「笑顔で学ぶくるめっ子通信」の配布は普及・啓発から評価できますが、前回の評価の指摘にもあるように「第2期久留米市教育改革プラン」は事業実施上の根幹事項であり、事務的な審議の適切性と共に、議論の深化拡充が必要ではと思われます。

IV 今後の方向性について

分析結果から教育行政が今後取組むべき方向を明示していますが、平成23年度から推進されている第2期教育改革プランに示されている「取組むべき課題」に対応し、適切に記述されています。評価結

果との関係をより明確にしながら各事業の方向性をより具体化しながら、方向性の中でも久留米市の独自性がさらに示されることを期待します。

V 評価についての総括と若干の提案

24年度分評価報告書の作成にあたっては、全体としては、教育委員会は「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行」を適切に実施していると評価します。

昨年度に指摘した数量的な目標の設定や適切な目標数値、並びに客観的な評価根拠の提示に関しては、今回の報告書の中で重点事業シートを作成されたことにより、一定の改善が図られたことについて評価できます。今後は、さらに評価の指標や目標のうち、一部でも子どもの変容が根拠として示されていければと思います。

また、昨年度の指摘にもありましたように、これまでの施策推進の結果、量的評価からその人材や組織の活動内容・活動実績等も評価する質的評価を取り入れることが望まれ、質的評価システムの開発が期待されます。そのためには、聞き取りによる評価も一部取り入れることの検討も必要かもしれません。

可能であれば、短・中・長期の評価が体系的に行われることが望まれ、中・長期計画に関しても計画変更を行うことが求められます。また、この単年度の評価がどう活かされ、どのような対応が行われたのかに関する来年度の提示がさらに行われる事が期待されます。

【福岡教育大学教授 江頭 理江 氏による意見】

久留米市教育委員会によってとりまとめられた「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書（平成 24 年度分）に対する意見を申し述べます。

なお、本意見を作成するに当たっては「平成 24 年度久留米市教育施策要綱」を参考にいたしました。

I 「点検及び評価の実施手法」について

本「評価報告書」に関する点検及び評価につきましては、その目的に基づき、教育委員会の権限に関する事務と、教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務を対象に、定められた方法を用いて、「○」（達成）、「○」（概ね達成）、「△」（未達成）、「×」（要改善・検討）、「-」（未実施）の 5 つの評価基準のもと、自己評価を行ったものであります。

上記の実施手法に基づき、平成 24 年度分の「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価」が適切に行われたことと判断いたしました。

II 「教育委員会の権限に属する事務の状況」について

(1) 教育委員会会議の開催及び運営状況につきましては、定例会 12 回、臨時会 1 回、合計 13 回の会議が開催され、また「移動教育委員会」も久留米特別支援学校、南小学校、浮島小学校の計 3 回開催されております。会議の運営状況につきましては会議の適正な運営が図られていることが記載されております。これらの開催状況等に関する記載から、教育委員会会議の開催と運営につきましては、適切に実施されていることと判断いたしました。

(2) 教育委員会の権限に属する事務の処理状況につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条」に基づき、教育長に委任する事項とそれ以外の事項を明確に定め、特に教育委員会の権限として行うものに関しては表 1 において明確に分類・提示されており、合計 54 件の議案を審議されていることが記載されております。分類・提示の方法や議案の内容に関して、適切に処理されていることと判断いたしました。

III 「教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況」について

「総括的な考え方」においてまず「教育施策要綱」及び「第 2 期教育改革プラン」に基づき、教育委員会と各学校が連携して取り組む実行性のある内容についてまとめられています。その後「各施策の取り組み状況」において、i 「生きる力を育む学校教育の充実」以下 6 つの施策の取り組み状況の内容が記載されています。いずれの施策も取り組みの概要の説明の後、重点事業が「教育行政の主要施策の展開」で掲げられている内容を踏まえた項目立てのもと、「事業名」「決算」「目的等」「事業内容」「成果目標」「H24 年度の成果等」「今後の方向性」の順に内容が記載され、自己評価の根拠等が明確に読み取れる内容となっております。事業実施に際し、「目的」「内容」「目標」「成果」「将来の見通し」という流れのもと、しっかりと自己評価が行われていることと判断いたしました。それぞれの事業内容の評価につきましては、全体的な総括と合わせていくつかの重点事業に関し、以下に具体的にその内容を記載します。

(1) 「健やかな体」の育成

ア) 食育の充実と イ) 体育的活動の推進 ウ) 障害のある子どもへの医療的支援、の 3 つの観点から、6 つの事業の取り組みがなされ、それぞれ成果を上げていることがわかります。重点事業の

うち 3 の「医療的ケア対応事業」に関しては、成果目標が「子供への支援の充実」とそれに対する成果が具体的に記載されていますが、成果目標をより具体性を持った支援策を掲げることで、すでに実施されているケアの取り組み姿勢が明確になり、評価そのものが上がるのではないかと思われます。

(2) 「豊かな心」の育成

ア) 道徳性・社会性の形成 イ) 文化・芸術活動の推進 ウ) 不登校の予防と対策 エ) 問題行動の予防と対策 オ) 人権・同和教育の充実、の 5 つの観点から 11 の取り組みがなされ、それぞれ問題を克服しながら成果を上げていることがわかります。

重点事業のうち「小・特別支援学校心の教育推進事業」と「中学校心の教育推進事業」に関してはいずれも子供たちの心の問題を早期の段階で対応しようと試みている事業で評価は△(未達成)となっていますが、取り組み内容そのものは大きく評価できます。成果目標が「児童数の減少」及び「不登校生徒数の 10 パーセント減少」といざれも数値での目標が掲げられており、それに対する実際の成果はいざれも件数での検証がなされています。

この問題は非常に複雑で、容易に解決が図られるようなものではなく、かなりの時間や取り組みを重ねていかなければならぬことがあります。そのため、成果目標を具体的な内容で記載したほうが実際の取り組み内容が目に見え、それに対する成果を数値で検証することがより容易になるように思いました。またそのように成果を掲げることで事業内容にあるような取り組みを実際に行っている事柄が、より評価に確実に反映され、評価自体が向上するのではないかと考えます。これらの 2 つの事業に関しては数値目標を設定することも必要ですが、取り組み内容目標に掲げて検証するやり方が、実際に実行されている事業内容をより反映できるように思いました。

重点事業 7 「ソーシャルワーカー活用事業」に関しても、成果目標が「生徒が置かれた環境の改善」となっていますが、より具体的な取り組みに関する目標設定を行った方が成果との整合性も得られやすく、また評価も上がるのではないかと考えます。

重点事業 10 「中学校美術教育振興事業」に関して、やはり成果目標が「中学校の参加者数」、成果が参加人数記載と整合性はとれていますが、事業内容が具体的であるだけに参加人数以外の成果目標の設定も可能なのではないかと思います。

重点事業 11 「くるめ学 子どもサミット事業」に関して、目的、内容、成果目標、成果と一連の流れで取り組み内容がよく理解できます。ただ上記で述べたのと同じ理由で、事業内容が具体的であるだけに、目標の「充実」だけでなく、具体的な事項を入れたほうがより評価が上がるのではないかと考えます。

(3) 「確かな学力」の育成

ア) きめ細かな指導 イ) 障害のある子どもへの自立支援 ウ) 学校図書館の充実 エ) 「くるめ学の充実」 オ) 外国語・理科教育の充実の 5 つの観点から 8 つの取り組みがなされ、それぞれ成果をあげていることがよくわかる記載となっています。

重点事業 13 及び 14 の「小・中学校の少人数授業の実施」については、成果目標が評点での具体的な数値目標ではつきりと掲げられ、それぞれ成果が数値目標をクリアする形で表記されており、評価自体の根拠が明確に掲げられています。しかしながら、今後の方向性を考える場合、数値目標に加え具体的な取り組みの目標を掲げることも合わせて行ったほうが、問題点の検証と今後の方向性を考えやすいのではないかと思います。

重点事業 16 「小・中学校特別支援教育支援員」及び 17 「小・中学校学習習慣定着支援事業」につ

いてもそれぞれ成果目標が「充実」「増加」となっており、それぞれの成果との整合性はよくとれでおりますが、今後の方向性を考える上で、具体的な内容の目標設定も合わせて行うことも必要ではないかと考えます。

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

- ア) 家庭・地域・就学前教育との協働 イ) 障害のある子供への対応 ウ) 小中連携教育の推進
- エ) 校務の効率化等 オ) 教師・学校館の切磋琢磨の 5 つの観点から 7 つの取り組みがなされ、着実な成果があげられていることが分かります。

重点事業 18 の「小中連携教育推進コーディネーター活用事業」は容易に解決できる問題ではない側面があるため、今後の方向性をしっかりと見極める意味において、目標設定を少し具体的にかかげたほうがよいのではないかと考えます。とくに事業内容が充実したものであるだけに、目標設定を具体化するだけで、例えば 24 年度においても、◎評価になりうるのではではないかと思われます。

学校教育に関する事業分野に関しましては、「特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備」については 5 つの側面から、「学校教育環境等の整備」についても 5 つの側面から、「教職員の指導力向上の推進」についても 5 つの側面から、確実に取り組みが行われ、それぞれ着実な成果を上げていることがわかります。それ目標と成果の整合性の取れた取り組みと評価の関係がわかる記載内容になっていると考えます。

「今後の方向性」については、各重点事業でとらえられてきた今後の方向性が整理した形で総括されています。今後久留米市教育委員会が取り組むべき内容が、前年度評価から導き出された方向性のもと設定されていることがよく理解できました。

平成 24 年度の報告書につきましては、昨年度から改善が図られており、久留米市教育委員会が、重点事業を含め着実な取り組みを行い、一定の成果を上げていることが、よく理解できる内容となっております。今回の意見書の中では、特に学校教育の取り組みの重点事業について特に意見を記載させていただきましたが、報告書全体を通して、成果目標の設定をより具体的な内容として、成果と今後の方向性がより明確になり、評価の向上に寄与するのではないかという印象を持ちました。24 年度分においては、「△(未達成)」という形で評価されている取り組みが、成果目標の設定次第では「○(概ね達成)」や「○(達成)」に成り得るものも多いように思いました。目標を具体化することがかえって成果自体を縛る場合もありますが、久留米市教育会の取り組みについては、事業内容が明確で具体的であるため、そのような懸念はないように思われます。

久留米市教育委員会が、報告書で述べられている今後の方向性のもと、24 年度を踏まえた着実な取り組みを実行されれば、確実な成果をあげることが予想される報告書でありますことを最後に申し添えます。

●教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関する基本となる事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 教育委員会は、次の視点から、点検及び評価を行うものとする。

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取り組み状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし信頼される教育行政を推進する。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は次の事務とする。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務
 - ア 教育委員会の会議の開催及び運営状況
 - イ その権限に属する事務の処理状況
- (2) 教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務
 - ア 久留米市教育施策要綱（以下「施策要綱」という。）に掲げる施策
 - イ 久留米市教育改革プラン（以下「教育改革プラン」という。）に掲げる施策

(点検及び評価の実施方法)

第4条 教育委員会は、毎年度、教育委員会の会議の活動状況及び施策要綱及び教育改革プランに掲げる施策の進捗状況等をとりまとめ、今後の施策等の方向性を整理することにより点検及び評価を行う。また、点検及び評価に際しては、学識経験を有する者の意見を聞くものとする。

(結果の公表と活用)

第5条 教育委員会は、点検及び評価を行った後、その結果をとりまとめた報告書を市議会に提出するとともにその公表を行う。

2 点検及び評価の結果については、教育施策等への反映に努める。

(庶務)

第6条 点検及び評価の実施に関する庶務は教育委員会教育部総務で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成21年1月28日から施行する。

●平成24年度教育施策要綱(抜粋)

I 教育施策の重点課題と対応方針

1 総括的な考え方

教育委員会では、今後4年間の教育振興基本計画として平成23年3月に第2期久留米市教育改革プランを策定した。このプランでは平成26年度までを計画期間として、「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どもたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かって教育改革を進めることとしている。

なかでも、「市民一人ひとりを大切にする市政 安心、活力に満ちた久留米づくり」という市政運営方針のもと、とりわけ、全国平均以上の学力と平均以下の不登校出現率・平均以上の不登校復帰率を目指し、「学力の保障と向上」「不登校問題の解消」を重点課題とするほか、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても重点的に取り組むこととする。具体的には、第2期教育改革プランの新規事業として昨年度開始した学生ボランティア等を活用した学習習慣定着支援事業の実施、家庭での学習・生活習慣確立への啓発等に向けた広報誌（笑顔で学ぶくるめっ子通信）の発行、不登校問題等への対応強化に向けた生徒指導教員の専任化などを継続する。

また、国の中学校2年への人以下学級実施に向けた対応を踏まえ、従来から市独自で行ってきた小2・3・中1への少人数授業の実施を小3・4・中1へとシフトし、小学校中学年における学習のつまずきへのきめ細かな対応を図る。

学校施設の整備に関しては、子どもたちが「笑顔で学ぶ」ための安全・安心な学習環境の確保の観点から、耐震化を特に重要な課題として対応しており、平成25年度までの小中学校施設耐震化100%に向けた取り組みのほか、特別支援学校・高等学校の耐震化についても、引き続き取り組む。

併せて、外壁落下や床材劣化等による児童生徒への危険性の除去等、施設管理者としての適切な維持管理とライフサイクルコストを視野に入れた施設の長寿命化に向けて、安全・安心の確保に努める。

一方で、社会教育分野においては、市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組む。

また、「スポーツ振興基本計画」に基づき、市民自らがスポーツを楽しみ、主体的・継続的にスポーツをすることができる、身近なスポーツ施設の整備や総合型地域スポーツクラブへの支援を行うなどスポーツの推進に努める。また、質の高いスポーツに触れることができるよう、全国大会等規模のスポーツ大会の誘致や市内で開催される各種スポーツ大会等への助成を行う。

さらに、市民の財産である文化財の適正な保護と活用、市民の自己学習の場としての市立図書館の機能充実などの取り組みを行っていく。

これらの取り組みを進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めるものとする。

II 教育行政の主要施策の展開

i 生きる力を育む学校教育の充実

1 教育改革プランの推進

第2期教育改革プランは、平成23年度から4年間を計画期間とするプランとして、第1期の教育改革プランの取り組みを踏まえ、「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どものたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かっての教育改革を進め、学校教育の充実を図ることとしている。特に、①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成及び、④「家庭・地域との連携と学校力の向上」の4つを具体的目標として掲げ、施策を推進することとしている。

(1) 「健やかな体」の育成

ア) 食育の充実

- ① 食育の視点から、PTA活動を通じた学校・家庭・地域が連携した取り組みを展開し、調和の取れた食事や、適切な睡眠といった基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ② 栄養教諭、学校栄養職員等研究会等の研究研修、啓発活動等をとおして、学校における食育を充実させる。
- ③ 多様な献立の検討や調理研究、地場農産物の使用拡大など学校給食の充実を図るとともに、家庭に対し給食献立表や給食便りを配布し、食育の啓発を促進する。

イ) 体育的活動の推進

- ① 体力向上に関わる教育活動の支援や研修等を行うことで体育的活動の指導の充実を図り、子どもたちの体力増進とともに生涯にわたる体育的活動の価値や意義を認識させる。
- ② 運動部活動において、安全に指導できる環境を整えながら外部指導者の活用を積極的に行い、生徒の技術向上及び部活動の活性化を促進する。
- ③ 健康診断の円滑な実施や保健室の環境整備、養護教諭に対する研修会の実施など学校が行う保健衛生活動に対し必要な支援、指導助言を行い、児童生徒の心身の健康増進を図る。

ウ) 障害のある子どもへの医療的支援

- ① 特別支援学校に看護師を配置することで、児童生徒への医療的ケアを行い、学校における生活や学習を保障する。
- ② 医療的ケアを必要とする児童生徒の学校における訪問看護に対し支援を行う。

(2) 「豊かな心」の育成

ア) 道徳性・社会性の形成

- ① 野外での集団活動を推進し、児童生徒の心身の健康増進と集団生活を通じた社会性の育成を図る。
- ② 中学校における職場体験活動について校区内の事業所の開拓とともに、長期の体験活動ができるよう充実を図るとともに、キャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けて基礎的・汎用的能力を育成する。
- ③ 小学校社会科や中学校技術・家庭科をはじめ道徳・学活での情報化に関する授業など、各学校での情報モラル教育の充実を図る。
- ④ 総合的な学習の時間や生き生きスクール補助金を活用した学校活動の中で、地域ボランティア活動等を積極的に行い、児童生徒の道徳性や社会性を育成する。

イ) 文化・芸術活動の推進

- ① 石橋美術館企画展・常設展への鑑賞事業へのバス借り上げによる美術教育の推進及び文化・芸術に関する教育活動への指導助言を行う。
- ② 国及び県の実施する芸術鑑賞等の事業への参加・応募を推薦する。
- ③ 中学校文化連盟への助成による文化活動の促進を行う。

ウ) 不登校の予防と対策

- ① スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用などを通じて、不登校からの復帰等を支援する。
- ② 中学校における生徒指導担当教師を専任化し、不登校問題等に対して校内での生徒への対応と関係機関との連携を強化するための体制を構築する。
- ③ 子どもたちの抱える心理的な悩みや不安に対応するスクールカウンセラーを各学校に配置し、教育相談体制を整備する。
- ④ 不登校等の諸問題に対し、学校内での対策チームの組織化や学校間での情報共有化、小学校における生徒指導サポーターの配置、専門家を活用した不登校改善プログラム、校内適応指導教室の設置等を推進し不登校解消に向けた対応を行う。
- ⑤ 学校に行きたくても行けない児童生徒について、適応指導教室「らるご久留米」での学校復帰への支援を行う。
- ⑥ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対し指導員を派遣し、児童生徒やその保護者の悩みや不安を解消し、学校復帰を支援する。

エ) 問題行動の予防と対策

- ① 児童生徒の健全な育成を図るために、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会を支援し、専任少年指導員の活動の充実を図り、問題を抱える青少年に対する早期の立ち直り支援を推進する。（「ii 1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策」で詳述）

オ) 人権・同和教育の充実

- ① 教職員の人権についての認識を深めるとともに、人権・同和教育に関する研究成果を広く啓発・普及し、人権・同和教育の充実を図る。
- ② 「久留米市人権教育・啓発基本指針」及び「実施計画」に基づき、あらゆる場を捉えて、人権・同和教育、市民啓発を推進する。特に学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について[第1次～3次とりまとめ]」、「福岡県人権教育推進プラン」の具現化を図る。
- ③ 小・中学校の9年間を中心として高等学校との系統性を持たせた人権学習を充実させ、「人権意識の確立」「不登校問題の解消」「学力の向上」を柱とした小中連携教育、校種間連携の視点をより明確にして、学校において全教科・全領域での人権・同和教育の推進を図るとともに、保護者・地域住民に対して社会人権・同和教育の推進を図る。
- ④ 教育委員会で作成している副読本「なかよし」・「生き生き」・「自分らしく」・「ともに生きる」を活用し、学校における男女平等教育の充実に取り組む。また、教職員に対する男女共同参画教育研修を行うことで、男女平等教育の推進を図る。

（3）「確かな学力」の育成

ア) きめ細かな指導

- ① 小学校第3～4学年（小学校第1・2学年は少人数学級）、中学校第1学年において、1学級あたりの児童生徒数が35人を超える学級に講師を配置、高等学校においては、多様な選択科目の設置と習熟度別クラスの編成により、少人数による授業等きめ細やかな指導の充実を図る。
- ② 大学生ボランティアを活用した補習活動をとおして学習内容の確実な定着を図るとともに、自学自習するための「学びのノート」について調査研究を行い、家庭での学習習慣の定着を図る。
- ③ 教師の指導力の向上を図り、児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導を展開するため学力実態調査を実施し、取り組みの基礎となる学力の実態を把握し、その結果をもとに教師・学校の学習指導改善、学力向上に資する。

イ) 障害のある子どもへの自立支援

- ① 学習面や生活面で教育的な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の充実、久留米特別支援学校の職場実習への支援をとおし、障害のある子どもの自立支援を推進する。

ウ) 学校図書館の充実

- ① 学校図書館の利用を促進し、児童生徒の学習を支援するため、図書の充足率の向上を図るとともに、学習

センター・情報センター両機能に係る指導を行う。また、司書資格を持つ学校図書館司書の配置を促すとともに、司書教諭の全校配置を目指す。

エ) 「くるめ学」の充実

- ① 教科との関連を意識しながら行う総合的な学習の時間で「くるめ学」を充実させ、ふるさとを愛する心や他とかかわる力とともに、自ら考えて課題を解決する力の育成をめざす。また、「くるめ学」の実践事例の収集、事例集の発行、「くるめ学」子どもサミットの開催など「くるめ学」の実践・深化・充実を図る。

オ) 外国語・理科教育の充実

- ① 外国語指導助手（ALT）を配置し、外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図る。
- ② 授業研究会や理科作品展の開催など理科教育センター事業を通じて、児童生徒の科学・理科学習に対する興味や関心を高めるとともに、教師の指導力向上を図る。

（4）家庭・地域の連携と学校力の向上

ア) 家庭・地域・就学前教育との協働

- ① 第2期教育改革プランで整理した課題をもとに、家庭・地域における役割について広報誌により、啓発を行い、家庭・地域の教育力の向上を目指す。
- ② 全中学校区毎に設置した「人権のまちづくり推進協議会」を中心に、地域主体の人権教育・啓発を推進する。また、学校・家庭・地域が連携して、各中学校区の実態に応じた取り組みの充実を図り、人権意識の確立と学力の保障と向上をめざす。
- ③ 特色ある学校づくりを推進するために、地域交流活動を推進する。
- ④ 保護者や地域の代表が学校運営に積極的に参画する「地域学校協議会」の機能化を図る。また、PTA活動や、地域コミュニティー活動と連携しながら、開かれた学校づくりを推進する。
- ⑤ 地域における子どもの土曜日の居場所づくり、社会体験・生活体験・自然体験活動等の青少年校外活動（チャレンジ子ども土曜塾）を支援する。
(「ii 2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上」で詳述)
- ⑥ 幼稚園・保育所・小学校が連携して幼保小の円滑な接続を図る。

イ) 障害のある子どもへの対応

- ① 障害のある子どもの就学前についての相談と、その障害の状況に応じた対応に向けた情報提供を行う就学指導事業とADHD児への包括的治療プログラムの充実を図る。

ウ) 小中連携教育の推進

- ① 中一ギャップを解消し、生徒指導の充実や学力の向上を図るために、小中学校における教職員及び児童生徒の相互交流と円滑な接続を進めるとともに、中学校の教務主任の小中連携コーディネーターとしての役割を強化する。

エ) 校務の効率化等

- ① 学校におけるICT活用を推進することにより校務処理の効率化を図る。
- ② 情報機器の授業への効果的な活用を推進するため、ICT活用支援員を配置する。
- ③ 法的・専門的な知識を必要とする学校への要求や苦情について、専門家による相談体制を整備する。

オ) 教師・学校間の切磋琢磨

- ① 文部科学省や県・市教育委員会が教育研究指定校を指定・委嘱し、研究実践活動を通して、学校における教育活動の充実を図る。
- ② 教育課題について実践的な調査研究を行い成果を普及するとともに、教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する。
- ③ 経験年数に応じた基本研修や市の教育課題に応じた課題研修の実施のほか、より実践的な指導力を育成するための専門研修等を充実する。
(「i 4 教職員の指導力向上の推進」で詳述)

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

学習指導要領に基づき、自ら学び考えるなど「確かな学力」と「生きる力」の育成に向け、地域や保護者と連携

した特色ある学校教育を推進する。

また、各学校がめざす教育目標の具現化を図るために、校長を中心とした指導体制の充実を図るとともに、地域学校協議会の拡大や学校活動情報の地域・保護者への提供を図るなど家庭や地域との協働及び開かれた学校づくりに努めていく。

(1) 特色ある学校教育の構築

- ① 各学校で総合的な学習の時間の目標、身に付けさせたい資質や能力、学習内容を適切に設定し、子どもたちが、各教科等で学んだ知識、技能等を横断的に生かし、総合的な力として身に付け活用することができるようするための「総合的な学習の時間」の内容の充実に努める。
- ② 環境への関心を深め、環境の持つ意義を理解するための知識を育むとともに、地域における環境美化運動への参加など、体験を通じた保全意識を高めるための環境教育の充実を図る。
- ③ ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者等に関する問題を理解し、ともに暮らせるまちづくりを目指した福祉教育の推進を図る。
- ④ 青少年科学館や筑後川発見館「くるめウス」、石橋美術館の活用や総合的な学習の時間における体験活動等を通して、科学や芸術、ものづくり等に関する教育の充実に努める。

(2) 学校経営の充実

- ① 学校の一体的組織運営の確立を図るために、教育公務員としての使命と責任のもとに、一層の服務規律の徹底と意識改革に努めるとともに、適切な教職員の人事配置と人事交流を積極的に行い、清新な校風を醸成する。市立高校等においては計画的な人事異動や県立高校、都市立高校等との研修交流に努める。
- ② 副校長、主幹教諭、指導教諭という新しい職の制度を活用しながら、各校長の指導体制のもと、組織体制の充実や教職員の指導力向上に向けた取り組みを進めるとともに、次代の人材育成を図っていく。

(3) 自主的主体的な児童会・生徒会活動等の促進

- ① 児童生徒の自主性・主体性を育成するため、児童会・生徒会活動を促進し、学校運営に意見を反映させるなど、児童生徒の社会性、自律性の充実・向上に努める。
- ② 生徒会における自発的、自治的な活動の充実を図るために、市内中学校生徒会間での意見交換会を実施するとともに、学校を越えた交流及び連携活動を支援する。

(4) 市立高等学校教育の充実

- ① 生徒の主体的な学習への意欲を喚起するために、希望する進路の実現に向けたきめ細かい教育課程の実施と進路指導の充実に努める。
- ② 生徒一人ひとりの個性と能力の育成を目指し、国際化や情報化をはじめとする社会状況の変化に対応した教育の充実を図るとともに、各界で活躍する専門家との交流や企業・大学での体験学習の充実を図る。また、市内5大学（久留米大学・久留米工業大学・久留米工業高等専門学校・久留米信愛女学院短期大学・聖マリア学院大学）との連携協力体制づくりに努める。
- ③ 久留米地区都市立高等学校連絡協議会を開催し、各学校の活性化に向けて生徒指導、進路指導、授業改善等の取り組みに加え、人権・同和教育の推進等、学校改革の進捗状況について検証しながら、市立高等学校の活性化を図る。
- ④ 人権・同和教育にかかる研修（校内研修を含む）を通じ、教職員自身の人権感覚を磨き、人権尊重の視点にたった学校づくりに努める。

(5) 健康と安全に関する教育、指導の充実

- ① 学校内外における児童生徒の安全確保を図るために、防災教育などの安全に関する教育・訓練を実施するとともに、事故発生時等における緊急対策の充実を図る。
- ② シンナー吸引、飲酒・喫煙等に対する指導を強化する。特に心身に著しい影響を及ぼすシンナー・薬物乱用防止に関する認識を徹底するため、専門講師の招聘、パネルやポスター掲示、小学生から学習を重ねるなど適切な指導に努める。

また、久留米警察署員による非行防止に関する講話を児童生徒、教職員向けに行う。

3 学校教育環境等の整備

学校施設の整備については、校舎及び屋内運動場の耐震化を最優先課題として取り組むとともに、児童生徒の個々の状況並びに多様な学習への対応が行い得る施設環境の整備に努める。

また、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進める。

(1) 学校施設・設備の整備

- ① 児童生徒の安全を確保するため、学校耐震化計画に基づき小中学校における校舎、屋内運動場の耐震化を推進するとともに、特別支援学校・市立高等学校の耐震化を行う。
- ② 荒木小学校の校舎改築事業、小学校3校の屋内運動場の大規模改造事業、荒木中学校・篠山小学校のプール整備事業などを実施することにより、教育環境の改善・充実を図る。
- ③ 校舎外壁の剥離等による落下を未然防止するための外壁改修や、雨漏れを防ぐための防水改修を行い、学校施設の安全性等を確保するとともに、施設の長寿命化を図る。

(2) 学校規模の適正化及び通学区域の検討

- ① 本市における各小中学校の児童生徒数については、学校間において著しい格差が生じている状況がある。これらの小中学校の学校規模及び通学区域の課題については、引き続き重要課題として部内において必要な検討を早急に進める。
- ② 保護者や児童生徒の状況に適合した、通学区域の弾力的運用を行う。
- ③ 中学校選択制については、通学の安全の確保や、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することへの適応不安の解消など、本市の通学区域の課題解決に向けた制度の運用とその検証に努める。

(3) 就学環境の整備及び就学指導

- ① 障害のある児童生徒の個々の状況に適切に対応した就学を助言し、個に応じた教育内容の充実に努める。
- ② 景気停滞による厳しい経済状態の中で、就学援助制度の受給率は上昇している。義務教育において、経済的に困窮している家庭の児童生徒に対し、必要な援助を行うため、就学援助制度の適正な運用とその活用促進を図る。
- ③ 平成22年度から高等学校等授業料の実質無償化が実施されたが、授業料以外にも必要となる諸経費が存在するため、本市独自の奨学金制度として引き続き実施する。

(4) 通学路等における児童生徒の安全確保

- ① 地域における自主的なパトロールや見守り活動を行っている団体への助成を通じて、児童生徒の通学時における安全確保に努める。
- ② 専任少年指導員及び特別少年補導員が青色回転灯を装備したパトロールカーで、下校時間帯を中心に巡回活動を行うとともに、特に変質者、不審者出没地域については、巡回活動の強化に努める。
- ③ 犯罪の抑止及び緊急対応のため防犯ブザーの配布などを進める。

(5) 労働安全体制の充実

市立学校教職員の労働安全と労働衛生を確保するため、労働安全衛生委員会が有効に機能するような指導・支援を行う。

4 教職員の指導力向上の推進

市独自の教育センターを設置した特性を活かし、久留米市教職員研修基本方針に基づき、教職員研修事業・教育課題研究事業・教育活動支援事業を行っていく。

事業推進に当たっては、従前からの市独自研修の実績を踏まえて、県教育庁をはじめとした教育関係機関・団体等と連携し、学校現場に近い教育センターとしてのメリットを最大限に活かして、実践した研修・研究活動の充実・深化を図る。

また、校内においても、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を進めながら、校内研修の充実や教職員の自主研修の促進を図り、教職員の指導力向上に努める。

(1) 教職員研修の実施

- ① 基本研修のうち、法定研修である初任者研修、十年経験者研修及び教職員の経験年数に応じた研修（経年研修）については、市内外での継続的な人材育成を念頭に置き、研修体系を県に準じたものとして、引き続き実施する。

- ② 課題研修については、教育改革プランの重点課題や教職員の人権認識の高揚等、本市の教育課題に即した研修を行う。これについては、原則として該当分野の担当教職員について参加を求める。
- ③ 専門研修等については、県教育センターのキャリアアップ研修への希望者の派遣及び市独自の専門研修や断続研修等の実施に努め、教職員の専門性の向上に努める。

(2) 調査研究の充実とその成果の活用

- ① 本市の教育課題解決に向け、研究班の共同研究を実施し、教育施策に生かすための基礎資料の提示を目指し、本市教育の重点施策の実現に貢献できるような調査研究を行う。
- ② 調査研究成果の活用については、手引としてまとめ、具体的施策の推進に向けた提言を行う。

(3) 教職員の指導力向上に向けた支援

- ① 教職員個々のニーズに応じた教育情報の提供を図るために、教育センターの図書資料の充実や学習指導案等のHP掲載の充実を図り、カリキュラムセンターとしての機能を果たす。
- ② 教育活動支援事業として、学校の要請により指導主事等が校内研修会に出向き、助言指導を行う。
- ③ 教育論文等の募集を通じ、校内研究や日常実践に生かした実践記録の作成を促進するため、校長会等を通して各学校の育成計画に働きかける。

(4) 教育センターにおける教育相談機能の充実

- ① 不登校問題の研修や調査研究を行い、市独自の取り組みについて調査研究する。
- ② 教員の授業づくり・学級づくり等の相談に対応できるような体制の充実に努める。

(5) 学校内における教職員の指導体制の充実と能力開発の促進

- ① 学校独自の特色ある教育や社会状況の変化に的確に対応できる教職員を育成するため、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を促進するなど、教職員の自主研修の促進や校内研修の充実と連携しながら、指導力の向上を図る。
- ① 教職員の能力を有効に活用するために、県の人事評価制度に基づき、「教職員の自己評価」・「管理職による教職員の業績評価」を進める。

ii 青少年健全育成の積極的な推進

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

青少年の健全育成は地域社会全体の課題である。このため、久留米市次世代育成支援行動計画に基づき、青少年育成団体と一緒にした全市的な青少年育成事業や地域の少年育成指導員と連携した地域指導活動等の事業を展開していく。

また、社会環境の変化により、青少年が加害者となる事件はもとより、青少年が被害に巻き込まれる事件も発生している。このため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携を図り、巡回指導や相談業務、青少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策など効果的な対策を推進し、青少年の立ち直り支援や問題行動の予防・啓発に取り組んでいく。

(1) 全市的な青少年健全育成の推進

- ① 「子どもの笑顔があふれるまち」宣言による市民意識の高揚を図るとともに、行政や学校、青少年育成市民会議、地域の青少年健全育成団体等が一体となった全市的な青少年健全育成に取り組む。
 - ・青少年弁論大会
 - ・青少年健全育成市民大会
 - ・子ども文化祭（和太鼓共演会・ふれあいスケッチ大会）
 - ・少年健全育成駅伝大会
- ② 集団生活により、人と人とのコミュニケーションや自立心を身に付けるなど、青少年の生きる力を育み、青少年たちの成長に大きな役割を果たす『少年の翼』や他の青少年育成事業の実施、充実を図る。

(2) 地域における青少年健全育成の推進と青少年指導体制の充実

- ① 校区青少年育成協議会をはじめとする地域の青少年育成団体、学校等との連携を強化することで、青少年の問

題行動の未然防止と即時対応に向け、情報の共有化に努めるとともに活動の活性化を促す。

- ② 地域で青少年の問題行動に対応する少年育成指導員等の知識や専門性を高めるための研修を充実し、また専任少年指導員との情報交換や連携活動等を行うことにより、地域における指導活動の強化と指導体制の充実を図る。
- ③ 少年たちが集まりやすいコンビニエンスストアなどの市内店舗及び遊戯施設等に対し、少年育成指導協力店制度への協力を依頼し、地域における非行防止体制を強化する。
- ④ 電話相談、来所相談など相談活動のPRを強化するとともに、職員の研修等を充実することで様々な相談への適切な対応に努める。

(3) 少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策

- ① 防止及び撲滅に向け、市内の関係機関・団体が連携し、全市をあげて活動するよう設置した「少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策本部」を中心に、総合的・積極的な対策に取り組む。
- ② シンナーや大麻等の薬物について、家庭や学校・地域への積極的な情報提供や広報など様々な機会や方法による啓発活動（小中学校での薬物乱用防止教室等）を実施し、また、連携して撲滅や防止の活動に取り組む。
- ③ 少年非行やシンナー等薬物乱用に関する相談機会及び防止活動を充実させるとともに、問題を抱える青少年の立ち直り支援施設「みらくるホーム」を中心とした積極的な立ち直り支援に取り組む。

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

子どもたちの生きる力の育成や家庭・地域社会の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携し、子どもたちの様々な体験活動を推進するとともに、家庭教育への支援を行う。

(1) 青少年の体験活動の推進

- ① 家庭、地域社会の中で「生きる力」を育むため、様々な体験活動の場と機会の提供に努める。
- ② 青少年の居場所・遊び場の確保として、学校施設開放の推進に取り組む。

(2) 家庭・地域社会の教育力の向上への取り組み

- ① 青少年の健全育成の基礎は家庭にあるとの認識に立ち、家族の愛情のもとで豊かな心を育み、社会との関係・基本的生活習慣を習得させるために、家庭教育支援事業等による家庭教育機能の再生・充実に取り組む。
- ② 地域で子どもを育てるための学校外活動支援事業等の実施や、地域懇談会に積極的にかかわり情報提供を図ることにより、家庭、地域における教育力の向上に取り組む。
- ③ 広報紙の発行等により、家庭教育の重要性について、市民への情報提供と啓発を行う。

iii 生涯学習都市づくりの推進

1 生涯学習・社会教育の推進

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大や、社会経済の変化への対応が求められている中、「人々が、生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築は極めて重要な課題となっている。

このため、地域に根ざし、潤いと活力に満ちた生涯学習都市づくりをめざし、学習活動の拠点である社会教育施設の整備充実を図るとともに、再構築に取り組む。

また、市民の学習ニーズに対応した多種・多様な学習の機会や場を提供し、併せて活動を促進するための体制の整備やネットワークの構築を図ることにより、市民の自主的な学習能力を高め、主体的な学習・教育、芸術・文化、体育・スポーツの諸活動を奨励・促進する。

さらに、市民の学習や実践活動の成果を積極的に活用できる場を提供することにより、さらなる市民の学習機会を拡充するとともに、生涯学習の一層の推進を図る。また、平成25年度の生涯学習基本計画策定に向けての準備、事前検討を進める。

(1) 豊かな学びの場の整備

- ① 市民の学習ニーズに対応するため、市立図書館などの社会教育基幹施設の整備充実を図るとともに、市民の生涯学習促進のための中核施設である生涯学習センター・公民館・そよ風ホール・総合文化センターの活用を促進する。

- ② 住民の自主的活動の拠点である校区コミュニティセンター等における生涯学習活動を促進するため、その支援に努める。
- ③ 生涯学習の機会と場を確保するために、学校施設の利用や生涯学習支援施設の整備充実を進めるとともに、地域の各施設等の機能強化を推進し、活用を図る。

(2) 多様な学習機会・情報の提供

- ① 市民の自発的な生涯学習活動の促進を図るため、今日的学習課題や市民ニーズに対応した市民講座・教室の開催や青少年から高齢者まで、対象に即した多様な学習機会の提供を図る。
- ② 市民に対する生涯学習情報提供のため、インターネット等を活用した生涯学習情報システムの充実を図るとともに、学習相談の充実に努める。
- ③ 地域における市民の主体的な学習活動を促進するため校区コミュニティセンター活動等を支援するとともに、学校外活動の促進など地域を拠点とした家庭・地域教育の振興を図る。
- ④ 市立図書館等における図書資料や視聴覚資料、また情報提供環境の整備充実を図り、市民の多様な資料・情報要求に応えるとともに、子どもの読書活動、市民活動や地域社会の課題解決の支援、また子育て支援などのサービス充実を図る。

(3) 生涯学習の人材育成と活用

- ① 社会教育団体の運営や活動を指導する社会教育指導者の育成に努めるとともに、地域における新しい学習リーダーや指導者の発掘・養成を図り、地域生涯学習活動を促進する。
- ② 地域の各施設・団体等の機能強化と地域に内在する教育資源や人材の発掘を推進し、活用を図るとともに、生涯学習活動を支援するボランティア体制の充実を図る。
- ③ 社会教育施設と社会教育関係団体、市民活動グループ等の相互連携と活性化を促進するため、コーディネート機能を持った人材の育成に努める。
- ④ 市民の学習成果を活用するため、学習ボランティアサークルを育成するとともに、既成のグループ・サークルを市民ボランティアとして活用する市民学習発展推進事業に取り組む。

(4) 学習ネットワークの整備活用

- ① 市民による主体的な生涯学習都市づくりを促進するため、生涯学習関連団体・グループ間の連携と協調を図り、久留米生涯学習推進市民協会（ＬＬネットコアくるめ）の機能充実に努める。
- ② 生涯学習センター・公民館・そよ風ホール・城島総合文化センター・市立図書館などの中核施設と、校区コミュニティセンター等の地域教育施設との生涯学習ネットワークを強化し、連携事業の充実を図る。

2 活力あふれる市民スポーツの振興

「活力あふれる市民スポーツの振興と、豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」のために、久留米市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯の各時期にわたり、それぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進する。

また、市民の多種多様なスポーツニーズに対応するため、きめ細やかに支援できる推進体制の整備、充実に努める。

さらに、スポーツ施設の整備充実、指導者の養成と資質の向上を図るとともに、競技スポーツからコミュニティスポーツに至るまで市民参加を促進する多様なプログラムの提供を通じて、生涯スポーツの振興に努める。

(1) 活力あふれるスポーツの場の整備

- ① 市民スポーツの振興を図るため、スポーツ教室を開催する等して市内全域の体育施設の利用促進を図る。
- ② スポーツ施設の整備充実を図るため、地域バランスや市民ニーズを考慮した計画策定を行う。
- ③ スポーツ施設の市民への利便性を高めるため、公共施設予約システムによる体育施設の利用情報の提供を行う。
- ④ 学校体育施設の開放により市民スポーツ活動の場の確保に努め、地域スポーツの振興を図る。

(2) 競技スポーツの振興

- ① (財) 久留米市体育協会と連携し、スポーツ団体の育成を図り、スポーツ人口の拡大と競技力の向上に努めるとともに、競技スポーツ選手の発掘と強化育成に努める。

② 九州・全国規模のスポーツ大会等の誘致に努め、質の高いスポーツに触れることにより競技力の向上を図るとともに、市民が感動や夢を持てるような機会の拡充を図る。

(3) 市民スポーツの育成

- ① 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、年齢、目的、体力に応じた多様なプログラムサービスやスポーツに関する情報提供を充実する。
- ② スポーツを通した市民交流である各種のスポーツ大会やスポーツ教室の開催を支援し、生涯スポーツの振興とスポーツ活動の奨励を図る。

(4) スポーツ振興の仕組みづくり

- ① 体育関係団体等との連携により、各種講演会・研修会等を通して、体育指導委員やスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るとともに、市民が気軽に指導を受けることができるよう指導体制づくりに努める。
- ② (財)久留米市体育協会の組織と事業の充実・強化を図るとともに、スポーツ活動に対する広範な支援に努め、市民スポーツの振興を図る。
- ③ 子どもから高齢者まで、誰もが身近に気軽に参加できる住民主導型の「総合型地域スポーツクラブ」を整備支援することで、スポーツを通じた、地域のコミュニティづくりや市民の健康増進、青少年の健全育成の体制づくりを図る。

3 文化財の保護と活用

市民の共有財産である文化財を保存・保護するとともに、市民が文化財に親しむ機会を提供し、それぞれの文化財の特性を活かした積極的な活用を図ることにより、市民の郷土愛を醸成し、歴史や伝統を身近に感じ、親しみ、暮らしに生かすとともに、こうした魅力あふれる歴史環境の未来への継承に努める。

(1) 文化財を守り伝える

- ① 埋蔵文化財発掘調査の効率化や迅速化・標準化など円滑な実施に努め、開発と文化財保護の調整を図るとともに、発掘調査現地説明会などの開催により、市民の理解と協力を得る取り組みに努める。
- ② 埋蔵文化財センターを中心に、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行うとともに、生涯学習・教育活動の場としての活用を図る。
- ③ 有形、無形、民俗その他の文化財の積極的な調査と保存、活用に努めるとともに、総合的な記録の整理と活用に取り組む。

(2) 文化財に親しむ

- ① 市民意識の高揚を図るため、文化財の周知に努め、文化財保護の啓発・普及を図る。
- ② 生涯学習振興の観点から、考古資料展や歴史探訪、保存修理の現場公開、学校の総合的な学習の時間における体験学習など、地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実に努める。
- ③ 市民の文化財保護活動の充実、促進を図るため、文化財保存事業及び文化財保護団体等への活動支援を行うとともに、「文化財サポーター」の活動を充実し、文化財を活用した市民との協働のまちづくりを進める。
- ④ 市民が文化財に親しみ、理解することができるよう説明板等の整備や文化財マップの作成に取り組む。
- ⑤ 生涯学習施設としての「歴史博物館」建設に備え、資料の収集・調査に努めるとともに、施設の建設に向けた取り組みを進める。また、企画展等を開催するとともに、市民からの問い合わせや資料貸出しを行う等、収集した資料の有効活用を図る。

(3) 文化財を暮らしに生かす

- ① 筑後国府跡、田主丸大塚古墳などの史跡の保存・保護を図りながら環境整備を進めるとともに、市民の地域学習や歴史学習、小中学校の野外学習やレクリエーション、憩いの場としての活用を促進する。
- ② 市内に現存する歴史的建造物などを中心に調査し、貴重な物件は歴史的文化遺産として指定、保存等を行い、事業継続中の善導寺など必要に応じた修理・復元を行いながら、市民の暮らしの中で地域学習や生涯学習など多くの場面で、その活用を図る。

iv 人権のまちづくりの推進

市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

(1) 人権のまちづくりの推進

- ① 各小学校区の「人権啓発推進協議会」や各種団体と連携し、地域住民の主体的な啓発活動の推進に努め、学習の場の拡大を図る。
- ② 学校と家庭・地域の日常的なつながりを深め、地域の教育力を活かした学校教育と社会教育が連携した人権のまちづくりをめざす。
- ③ 中学校区毎の「人権のまちづくり推進協議会」の組織や活動への支援や、報告・発信の場を設定することにより人権教育啓発活動の推進を図る。
- ④ 市教育センターの「人権・同和教育研究班」において、人権のまちづくりにおける学社連携・融合及び学校人権・同和教育をテーマとした調査研究を行う。

(2) 同和地区児童生徒及び住民に対する教育・啓発活動

- ① 同和地区住民及び近隣地域住民の教育水準の向上と福祉の増進を促進し、もって、地域住民の社会的、文化的向上を図るために、同和地区住民及び近隣地域住民の民主的・組織的な教育・啓発活動の促進に努めるとともに、教育集会所機能の充実を図る。
- ② 同和地区及び近隣地域の児童生徒の心身ともに健康で文化的な生活に向けて、その基礎となる学力向上を図るため、学習指導員の配置等により、家庭における学習の習慣化など必要な指導を行うとともに、適切な進路の確保に努める。

v 行政改革への取り組み

近年の厳しい社会状況を背景に、効果的な市民サービスの実現と効率的な行政の展開を図るため、久留米市新行政改革行動計画に基づき、学校給食調理業務の委託化、PFI手法による中央学校給食共同調理場の運営、社会教育施設における指定管理者による管理運営などに取り組む。

- ① 学校給食調理業務の委託化推進
- ② PFI手法による中央学校給食共同調理場の安定した管理運営の推進
- ③ 図書館業務のサービス向上と運営の効率化
- ④ 生涯学習センター・勤労青少年ホーム、主な体育施設等における指定管理者による施設の管理運営

vi 教育委員会の活性化

教育委員会会議においては、効果的で円滑な教育行政の運営が図られるよう、教育行政の基本的な方針や具体的な施策、議決案件、報告事項について審議・検討する。審議・検討に際しては、事前の資料提供、学校や社会教育施設を視察・訪問するなど、各委員の多様な意見が得られるよう教育委員会会議の深化を図る。

また、効果的な教育行政の推進や市民等への説明責任を果たす観点から、教育委員会活動について点検・評価を行っていく。

(1) 開かれた教育委員会の取り組み

- ① 教育施策に関する情報公開や市民からの意見の収集などにおいて、ホームページを活用し、情報化社会に対応した情報の発信・収集に取り組む。
- ② 各地域の特色ある教育施策や課題への認識を深め、より良い教育施策の検討を行うため、年間3回程度の移動教育委員会を開催し、学校現場の状況を踏まえた意見交換することで議論の深化を図る。また、教育委員自らによる、現場や先進地の視察、各種行事等への参加を充実し、意見収集や論議の活性化に努める。

③ 教育委員会が行う点検・評価については、教育委員会活動の状況について整理し、市議会へ報告するとともに、外部への公表を行う。

(2) 教育委員会活動の充実・高度化

- ① 国や他団体等における論議や特色ある取り組み等に関して、教育委員を含めたネットワークを構築し、情報の共有化と意見交換の促進に努める。
- ② 教育委員の識見を最大限に生かし、より高度な審議を推進するため、教育行政に関する課題事項等を適宜報告し、教育委員と事務局職員との意見交換を行いながら、事務執行の方針決定に活かす。

(3) 行政としての一体的な取り組みの強化

教育行政は、教育の政治的中立と教育行政の安定を図るという原則に則り、教育委員会が独立の機関として教育事務の処理に専門的に当たることとされている。しかしながら、近年の社会状況の変化に対応した教育の展開をはじめ、市長部局等と連携して効率的かつ整合的な行政の推進を図るべき施策が増加している状況にある。

そこで、社会教育行政に関する事務を原則として市長部局の職員による補助執行にて対応していることを踏まえ、学校教育と社会教育との連携の視点や、私学連携や学術研究都市づくりの視点、教育財政の確保の視点から、市長部局と連携して、久留米市新総合計画に基づく、一体的、総合的な行政の展開を図る。

● 学校設置状況

(1) 小学校

(H25. 5. 1現在)

| 校名 (創立年) | 所在地 (電話) | 児童数 | 教員数 | 学級数 | 教室数 | | 校地面積 | | 校舎面積 | 屋内運動場 |
|----------------|--------------------------|-------|-----|-----|-----|----|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | 普通 | 特別 | 総面積 | 運動場 | | |
| 西国分 (明治37年) | 諏訪野町1972-1 (33-0418) | 人891 | 人41 | 29 | 29 | 9 | m ² 17,320 | m ² 8,942 | m ² 5,848 | m ² 945 |
| 莊島 (明治6年) | 莊島町19-4 (33-0428) | 203 | 16 | 9 | 9 | 10 | m ² 8,971 | m ² 4,990 | m ² 3,165 | m ² 919 |
| 日吉 (明治16年) | 日吉町77-1 (33-0438) | 428 | 24 | 16 | 16 | 6 | m ² 10,721 | m ² 6,923 | m ² 3,276 | m ² 872 |
| 篠山 (明治17年) | 篠山町270-1 (33-0448) | 494 | 24 | 20 | 20 | 7 | m ² 10,635 | m ² 4,114 | m ² 4,214 | m ² 926 |
| 京町 (明治44年) | 京町256 (33-0458) | 289 | 16 | 13 | 13 | 8 | m ² 7,142 | m ² 4,573 | m ² 3,587 | m ² 571 |
| 南薰 (明治42年) | 南薰西町1951-1 (33-0468) | 382 | 27 | 17 | 17 | 8 | m ² 12,079 | m ² 6,570 | m ² 5,787 | m ² 1,176 |
| 鳥銅 (明治25年) | 梅満町977 (33-0478) | 474 | 26 | 19 | 19 | 8 | m ² 12,331 | m ² 6,155 | m ² 4,911 | m ² 945 |
| 長門石 (明治21年) | 長門石三丁目9-12 (33-3015) | 415 | 20 | 15 | 15 | 19 | m ² 15,601 | m ² 7,962 | m ² 5,356 | m ² 725 |
| 小森野 (明治25年) | 小森野五丁目21-23 (33-3215) | 327 | 17 | 13 | 13 | 7 | m ² 19,793 | m ² 14,837 | m ² 2,890 | m ² 533 |
| 金丸 (明治25年) | 原古賀町28-2 (33-0488) | 621 | 37 | 23 | 23 | 7 | m ² 13,836 | m ² 6,759 | m ² 5,335 | m ² 919 |
| 東国分 (大正15年) | 国分町444-1 (21-9418) | 676 | 30 | 25 | 25 | 11 | m ² 18,428 | m ² 10,644 | m ² 5,893 | m ² 945 |
| 御井 (明治6年) | 御井町599-2 (43-7681) | 374 | 22 | 15 | 15 | 9 | m ² 11,596 | m ² 5,059 | m ² 4,320 | m ² 750 |
| 南 (昭和23年) | 南二丁目16-1 (21-9438) | 1,081 | 44 | 34 | 34 | 8 | m ² 20,551 | m ² 12,653 | m ² 5,854 | m ² 1,049 |
| 合川 (明治11年) | 合川町471-1 (43-3815) | 762 | 31 | 24 | 24 | 9 | m ² 22,875 | m ² 9,818 | m ² 5,428 | m ² 725 |
| 山川 (明治10年) | 山川追分二丁目10-2 (43-3921) | 448 | 21 | 17 | 17 | 8 | m ² 12,608 | m ² 7,103 | m ² 3,617 | m ² 725 |
| 上津 (明治34年) | 上津町1923-3-1 (22-4015) | 677 | 29 | 23 | 23 | 10 | m ² 27,458 | m ² 15,974 | m ² 5,232 | m ² 1,049 |
| 高良内 (明治11年) | 高良内町523-1 (43-4215) | 593 | 27 | 22 | 22 | 9 | m ² 16,158 | m ² 6,849 | m ² 4,978 | m ² 945 |
| 宮ノ陣 (明治6年) | 宮ノ陣町大杜393-1 (33-4315) | 584 | 27 | 22 | 22 | 7 | m ² 23,486 | m ² 14,827 | m ² 4,800 | m ² 776 |
| 山本 (明治19年) | 山本町耳納90 (43-4415) | 117 | 11 | 7 | 7 | 9 | m ² 14,222 | m ² 7,576 | m ² 2,280 | m ² 680 |
| 草野 (明治19年) | 草野町矢作496-1 (47-0043) | 95 | 12 | 7 | 7 | 7 | m ² 17,561 | m ² 9,863 | m ² 2,089 | m ² 680 |
| 安武 (明治34年) | 安武町武島776-1 (27-2851) | 314 | 20 | 15 | 15 | 12 | m ² 19,314 | m ² 10,469 | m ² 3,865 | m ² 919 |
| 荒木 (明治7年) | 荒木町荒木1500 (27-1145) | 795 | 32 | 26 | 26 | 10 | m ² 25,142 | m ² 12,080 | m ² 5,680 | m ² 1,170 |
| 大善寺 (明治9年) | 大善寺町夜明1268 (27-1155) | 493 | 24 | 19 | 19 | 7 | m ² 17,164 | m ² 9,510 | m ² 4,398 | m ² 725 |
| 善導寺 (明治5年) | 善導寺町与田450 (47-1004) | 443 | 24 | 14 | 14 | 8 | m ² 16,803 | m ² 7,763 | m ² 3,902 | m ² 919 |
| 大橋 (明治9年) | 大橋町合楽1081 (47-0069) | 71 | 11 | 7 | 7 | 6 | m ² 9,590 | m ² 5,820 | m ² 2,284 | m ² 680 |

(H 25. 5. 1現在)

| 校名 (創立年) | 所在地 (電話) | 児童数 | 教員数 | 学級数 | 教室数 | | 校地面積 | | 校舎面積 | 屋内運動場 |
|----------------|-----------------------------------|--------|-----|-----|-----|-----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|
| | | | | | 普通 | 特別 | 総面積 | 運動場 | | |
| 青峰 (昭和48年) | 青峰二丁目7-1 (43-9101) | 171 | 13 | 9 | 9 | 12 | m ² 16,512 | m ² 9,162 | m ² 4,484 | m ² 725 |
| 津福 (昭和53年) | 津福今町472-31 (32-5260) | 641 | 29 | 23 | 23 | 9 | m ² 25,068 | m ² 13,944 | m ² 5,617 | m ² 725 |
| 船越 (明治9年) | 田主丸町船越190 (0943-72-2278) | 120 | 11 | 7 | 7 | 8 | m ² 13,991 | m ² 7,839 | m ² 2,429 | m ² 796 |
| 水縄 (明治25年) | 田主丸町石垣889 (0943-72-2474) | 117 | 12 | 8 | 8 | 7 | m ² 16,425 | m ² 7,860 | m ² 2,658 | m ² 532 |
| 田丸 (明治6年) | 田主丸町田丸318 (0943-72-3123) | 360 | 19 | 14 | 14 | 6 | m ² 27,950 | m ² 13,417 | m ² 4,141 | m ² 1,112 |
| 水分 (明治25年) | 田主丸町常盤1118-1 (0943-72-2270) | 95 | 12 | 7 | 7 | 6 | m ² 13,177 | m ² 4,963 | m ² 2,384 | m ² 680 |
| 竹野 (明治7年) | 田主丸町竹野1823-1 (0943-72-2452) | 128 | 11 | 7 | 7 | 12 | m ² 10,990 | m ² 7,270 | m ² 2,745 | m ² 796 |
| 川会 (明治24年) | 田主丸町以真恵274-1 -1 (0943-72-2847) | 133 | 12 | 7 | 7 | 9 | m ² 13,390 | m ² 9,415 | m ² 2,473 | m ² 680 |
| 柴刈 (明治19年) | 田主丸町八幡830-1 (0943-72-2408) | 93 | 11 | 7 | 7 | 7 | m ² 14,939 | m ² 4,512 | m ² 2,435 | m ² 805 |
| 弓削 (明治16年) | 北野町高良1801 (78-2045) | 147 | 11 | 7 | 7 | 8 | m ² 9,520 | m ² 4,351 | m ² 2,633 | m ² 724 |
| 北野 (明治16年) | 北野町中520-1 (78-2039) | 489 | 24 | 20 | 20 | 9 | m ² 28,990 | m ² 9,544 | m ² 6,555 | m ² 1,673 |
| 大城 (明治16年) | 北野町大城121-1 (78-3216) | 194 | 13 | 9 | 9 | 10 | m ² 13,787 | m ² 6,453 | m ² 2,952 | m ² 680 |
| 金島 (明治16年) | 北野町八重龜164 (78-2217) | 118 | 12 | 7 | 7 | 6 | m ² 14,532 | m ² 4,359 | m ² 2,623 | m ² 681 |
| 城島 (明治6年) | 城島町城島320 (62-3062) | 254 | 15 | 12 | 12 | 7 | m ² 16,265 | m ² 7,270 | m ² 3,173 | m ² 726 |
| 下田 (明治12年) | 城島町下田251 (62-3268) | 57 | 10 | 7 | 7 | 6 | m ² 9,321 | m ² 5,225 | m ² 1,818 | m ² 398 |
| 江上 (明治8年) | 城島町江上331 (62-2559) | 235 | 15 | 11 | 11 | 9 | m ² 13,473 | m ² 2,055 | m ² 2,779 | m ² 646 |
| 青木 (明治5年) | 城島町青木825 (62-2314) | 137 | 11 | 8 | 8 | 7 | m ² 13,294 | m ² 3,342 | m ² 2,397 | m ² 658 |
| 浮島 (明治6年) | 城島町浮島234-1 (62-2349) | 16 | 5 | 3 | 3 | 9 | m ² 7,947 | m ² 1,489 | m ² 1,585 | m ² 420 |
| 西牟田 (昭和33年) | 三瀬町西牟田4410 (64-3672) | 311 | 18 | 14 | 14 | 6 | m ² 14,869 | m ² 6,912 | m ² 2,828 | m ² 853 |
| 犬塚 (明治25年) | 三瀬町玉満1871 (64-2027) | 311 | 16 | 12 | 12 | 12 | m ² 18,422 | m ² 8,039 | m ² 4,215 | m ² 845 |
| 三瀬 (明治25年) | 三瀬町高三瀬492 (64-2514) | 368 | 18 | 13 | 13 | 6 | m ² 21,475 | m ² 10,660 | m ² 3,188 | m ² 996 |
| 合計 | | 16,542 | 911 | 663 | 663 | 390 | m ² 735,722 | m ² 365,914 | m ² 175,101 | m ² 37,419 |

(2) 中学校

(H 25. 5. 1現在)

| 校名 (創立年) | 所在地 (電 話) | 生徒数 | 教員数 | 学級数 | 教室数 | | 校地面積 | | 校舎面積 延面積 | 屋内運動場 | 武道場 |
|-------------|-------------------------------|-------|------|-----|-----|-----|-----------|----------|-------------|----------|--------|
| | | | | | 普通 | 特別 | 総面積 | 運動場 | | | |
| 城南 (昭和22年) | 城南町11-4 (33-7295) | 人 736 | 人 41 | 23 | 23 | 17 | m² 14,216 | m² 7,062 | m² 6,329 | m² 1,498 | m² 392 |
| 江南 (昭和22年) | 梅満町637-3 (33-7305) | 571 | 36 | 17 | 18 | 19 | 22,676 | 10,710 | 6,917 | 1,176 | 450 |
| 櫛原 (昭和22年) | 東櫛原町1286-1 (33-7385) | 195 | 14 | 7 | 7 | 13 | 19,649 | 10,493 | 3,986 | 1,096 | 450 |
| 牟田山 (昭和22年) | 南二丁目16-2 (21-9448) | 658 | 36 | 20 | 20 | 15 | 20,162 | 13,256 | 5,606 | 1,155 | 450 |
| 諏訪 (昭和22年) | 東町250-1 (33-7395) | 799 | 44 | 23 | 23 | 16 | 17,699 | 8,291 | 6,638 | 1,102 | 450 |
| 良山 (昭和22年) | 山川町37-2 (43-7871) | 727 | 44 | 21 | 22 | 18 | 18,058 | 9,466 | 7,280 | 1,009 | 350 |
| 明星 (昭和22年) | 高良内町4482-1 (21-9468) | 426 | 26 | 15 | 14 | 23 | 26,434 | 13,327 | 7,321 | 1,223 | 450 |
| 宮ノ陣 (昭和22年) | 宮ノ陣町五郎丸1551-1 (33-9478) | 389 | 22 | 12 | 13 | 11 | 29,854 | 21,538 | 3,918 | 860 | 450 |
| 荒木 (昭和22年) | 荒木町荒木1918-1 (26-5131) | 396 | 24 | 13 | 14 | 14 | 50,844 | 17,596 | 4,640 | 1,135 | 450 |
| 筑邦西 (昭和22年) | 大善寺町宮本385-1 (26-2646) | 447 | 27 | 16 | 16 | 16 | 27,225 | 14,920 | 5,889 | 1,138 | 450 |
| 屏水 (昭和22年) | 山本町耳納1069-1 (47-1061) | 378 | 27 | 14 | 13 | 15 | 27,276 | 15,180 | 4,849 | 717 | 450 |
| 青陵 (昭和56年) | 藤山町1731-10 (22-1851) | 291 | 20 | 10 | 10 | 13 | 27,958 | 12,926 | 4,764 | 1,196 | 450 |
| 高牟礼 (平成4年) | 高良内町3361 (45-2233) | 278 | 20 | 11 | 10 | 11 | 21,002 | 12,183 | 5,039 | 981 | 350 |
| 田主丸 (昭和47年) | 田主丸町田主丸65-1 (0943-72-3191) | 601 | 36 | 19 | 19 | 21 | 46,281 | 23,406 | 9,992 | 1,474 | 767 |
| 北野 (昭和46年) | 北野町塚島277 (78-2022) | 488 | 28 | 15 | 15 | 16 | 25,089 | 16,217 | 5,316 | 1,512 | 1,256 |
| 城島 (昭和25年) | 城島町櫛津1354-1 (62-3300) | 394 | 23 | 14 | 14 | 19 | 45,508 | 25,206 | 7,176 | 1,320 | 984 |
| 三瀬 (昭和36年) | 三瀬町玉満2705 (64-2137) | 437 | 24 | 13 | 13 | 21 | 28,500 | 8,832 | 7,107 | 1,078 | 592 |
| 合 計 | | 8,211 | 492 | 263 | 264 | 278 | 471,382 | 240,609 | 102,767 | 19,670 | 9,191 |

(3)特別支援学校

(H25.5.1現在)

| 校名 (創立年) | 所在地 (電話) | 児生 童徒 数 | 教員 数 | 学級 数 | 教室数 | | 校地面積 | | 校舎面積 | 屋内 運動場 |
|----------------|----------------------|---------------|---------|---------|-----|----|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | | 普通 | 特別 | 総面積 | 運動場 | | |
| 小学部 (昭和49年) | 南一丁目2-1 (39-6131) | 人 59 | 人 17 | 17 | | | m ² | m ² | m ² | m ² |
| 中学部 (昭和50年) | | 36 | 84 | 10 | — | — | 26, 612 | 7, 900 | 9, 468 | 555 |
| 高等部 (昭和53年) | | 96 | | 16 | | | | | | |
| 合 計 | | 191 | 84 | 43 | | | 26, 612 | 7, 900 | 9, 468 | 555 |

※児童数に訪問含む。

(4)市立高等学校設置状況

(H25.5.1現在)

| 校名 (創立年) | 所在地 (電話) | 生徒 数 | 教員 数 | 学級 数 | 教室数 | | 校地面積 | | 校舎面積 | 屋内 運動場 |
|------------------|------------------------|----------|---------|---------|-----|----|----------------|----------------|---------|----------------|
| | | | | | 普通 | 特別 | 総面積 | 運動場 | | |
| 久留米商業 (明治29年) | 南一丁目1-1 (33-1285) | 人 719 | 人 59 | 18 | 18 | 25 | m ² | m ² | 11, 755 | m ² |
| 南筑 | 御井町1498-1 (43-1295) | 713 | 51 | 18 | 18 | 17 | 47, 797 | 25, 638 | 8, 750 | 1, 843 |
| 合 計 | | 1, 432 | 110 | 36 | 36 | 42 | 103, 622 | 60, 384 | 20, 505 | 3, 572 |

(5)合計

(H25.5.1現在)

| 区分 | 校数 | 学級数 | 児童・生徒数 | 教員数 |
|--------|----|-----|---------|-----|
| 小学校 | 46 | 663 | 16, 542 | 911 |
| 中学校 | 17 | 263 | 8, 211 | 492 |
| 特別支援学校 | 1 | 17 | 59 | 84 |
| | | 10 | 36 | |
| | | 16 | 96 | |
| 高等学校 | 2 | 36 | 1, 432 | 110 |

● 進路状況

(市立中学校)

| 卒業年度 | 卒業生総数 | 進学者 | % | 就職者 | % | その他 | % |
|-------|--------|--------|------|-----|-----|-----|-----|
| | | | % | | | | |
| H24年度 | 2,777人 | 2,720人 | 97.9 | 10人 | 0.4 | 47人 | 1.7 |
| H23年度 | 2,816 | 2,776 | 98.6 | 7 | 0.2 | 33 | 1.2 |
| H22年度 | 2,713 | 2,666 | 98.3 | 5 | 0.2 | 42 | 1.5 |
| H21年度 | 2,899 | 2,822 | 97.3 | 22 | 0.8 | 55 | 1.9 |
| H20年度 | 2,796 | 2,720 | 97.3 | 6 | 0.2 | 70 | 2.5 |

※進学者には定時制や夜間学校への就職進学者を含む。

(市立高等学校)

| 卒業年度 | 卒業生総数 | 進学者 | % | 就職者 | % | その他 | % | |
|-----------------------|-------|------|------|------|-----|------|----|------|
| | | | % | | | | | |
| 南 筑 | H24年度 | 215人 | 175人 | 81.4 | 40人 | 18.6 | 0人 | 0.0 |
| | H23年度 | 230 | 190 | 82.6 | 39 | 17.0 | 1 | 0.4 |
| | H22年度 | 230 | 183 | 79.6 | 37 | 16.1 | 10 | 4.3 |
| | H21年度 | 228 | 169 | 74.1 | 35 | 15.4 | 24 | 10.5 |
| | H20年度 | 232 | 177 | 76.3 | 27 | 15.9 | 18 | 7.8 |
| 久 留 米 商 業 | H24年度 | 236人 | 175人 | 74.2 | 55人 | 23.3 | 6人 | 2.5 |
| | H23年度 | 236 | 176 | 74.6 | 55 | 23.3 | 5 | 2.1 |
| | H22年度 | 235 | 172 | 73.2 | 63 | 26.8 | 0 | 0.0 |
| | H21年度 | 235 | 186 | 79.2 | 44 | 18.7 | 5 | 2.1 |
| | H20年度 | 232 | 173 | 74.6 | 57 | 24.6 | 2 | 0.8 |

● 社会教育施設一覧

| 名称 | 郵便番号 | 住所 | 電話 |
|---------------|----------|---------------|--------------|
| 坂本繁二郎生家 | 830-0028 | 京町 224-1 | 35-8260 |
| 生涯学習センター | 830-0037 | 諏訪野町 1830-6 | 30-7900 |
| 田主丸そよ風ホール | 839-1233 | 田主丸町田主丸 770-1 | 0943-74-4000 |
| 城島総合文化センター | 830-0211 | 城島町櫛津 1-1 | 62-2110 |
| 北野公民館 | 830-1192 | 北野町中 273-1 | 78-2308 |
| 城島公民館 | 830-0211 | 城島町櫛津 748-1 | 62-2140 |
| 三瀬公民館 | 830-0112 | 三瀬町玉満 2949-1 | 64-3020 |
| 北野働く女性の家 | 830-1113 | 北野町中 3298-2 | 78-5939 |
| 城島働く女性の家 | 830-0203 | 城島町浜 293 | 62-6226 |
| 久留米市勤労青少年ホーム | 839-0862 | 野中町 1075-2 | 34-4996 |
| 田主丸勤労青少年ホーム | 839-1232 | 田主丸町常盤 1111-1 | 0943-73-3060 |
| 久留米市天文台 | 830-0203 | 城島町浜 293 | 62-6226 |
| 莊島体育館 | 830-0042 | 莊島町 11-1 | 33-5453 |
| 西田体育館 | 830-0048 | 梅満町 70-4 | 33-3003 |
| 久留米総合スポーツセンター | 830-0003 | 東櫛原町 173 | 39-7371 |
| 西部地区体育館 | 830-0076 | 大善寺町藤吉 434 | 27-3741 |
| みづま総合体育館 | 830-0112 | 三瀬町玉満 2593-1 | 65-1115 |
| 埋蔵文化財センター | 830-0037 | 諏訪野町 1830-6 | 34-4995 |
| 中央図書館 | 839-0862 | 野中町 970-1 | 38-7116 |
| 六ツ門図書館 | 830-0031 | 六ツ門町 3-11 | 39-5620 |
| 田主丸図書館 | 839-1233 | 田主丸町田主丸 770-1 | 0943-73-4031 |
| 北野図書館 | 830-1192 | 北野町中 3253 | 23-1151 |
| 城島図書館 | 830-0292 | 城島町櫛津 1-1 | 62-1777 |
| 三瀬図書館 | 830-0112 | 三瀬町玉満 2949-1 | 64-6010 |

● 久留米市内指定文化財件数

平成25年4月1日現在(単位:件)

| 種 別 | | 国 | 県 | 市 | 合 計 |
|---------|------|----|-----|-----|-----|
| 有形文化財 | 建造物 | 2 | 8 | 11 | 21 |
| | 絵画 | 8 | 3 | 5 | 16 |
| | 彫刻 | 4 | 3 | 11 | 18 |
| | 工芸品 | 3 | 3 | 4 | 10 |
| | 書跡 | 3 | | | 3 |
| | 典籍 | | | | |
| | 古文書 | | 2 | 5 | 7 |
| | 考古資料 | | 3 | 6 | 9 |
| | 歴史資料 | | | 1 | 1 |
| | 小計 | 20 | 22 | 43 | 85 |
| 無形文化財 | | 1 | 1 | | 2 |
| 有形民俗文化財 | | | 5 | 26 | 31 |
| 無形民俗文化財 | 1 | 2 | 7 | 10 | |
| 史跡 | 9 | 6 | 8 | 23 | |
| 名勝 | | | | 1 | 1 |
| 天然記念物 | 3 | 8 | 16 | 27 | |
| 選定保存技術 | | | | 0 | |
| 合計 | 34 | 44 | 101 | 179 | |
| 登録文化財 | | 5 | | | 5 |

● 久留米市図書館利用状況

(1) 年度別登録者数

| 区分 | H22 | H23 | H24 | |
|------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 中央館 | 一般室 児童室 福祉室 視聴覚 | 16,990 16,369 107 404 | 16,454 16,069 112 425 | 15,741 15,096 69 512 |
| | 小計 | 83,870 | 83,060 | 81,418 |
| | 移動図書館 | 3,240 | 2,994 | 2,792 |
| | 西分館／六ツ門 | 3,419 | 4,168 | 4,508 |
| | 中央館計 | 40,529 | 40,222 | 38,718 |
| | 田主丸 | 5,295 | 5,122 | 4,984 |
| | 北野 | 3,282 | 3,999 | 4,140 |
| 地域館 | 城島 | 5,356 | 4,956 | 4,637 |
| | 三潴 | 3,705 | 3,747 | 3,686 |
| | 図書館計 | 58,167 | 58,046 | 56,165 |
| | くるるん図書コーナー | 1,079 | 1,215 | 1,283 |
| 図書情報ステーション | 図書情報ステーション | 1,464 | 1,584 | 1,656 |
| | 総合計 | 60,710 | 60,845 | 59,104 |

注1) 2年以上未利用登録者は除

注2) 調査研究室登録者は一般室に含

注3) 児童：0～14歳、成人：15歳以上

(2) 年度別貸出者数

| 区分 | H22 | H23 | H24 | 前年比 | |
|-----|------------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------------------|
| | | | | 一般図書 | 児童図書 |
| 中央館 | 一般室 児童室 福祉室 | 115,764 49,182 1,211 | 100,732 41,454 1,337 | 89,015 38,392 880 | 88% 93% 66% |
| | 録音 点字 デイジー 宅配 | 114 1,227 34 2,604 | 122 942 30 3,166 | 121 906 26 2,691 | 99% 96% 87% 85% |
| | 調査研究室 視聴覚 | 8,678 | 7,234 | 6,390 | 88% |
| | 小計 | 178,814 | 155,017 | 138,421 | 89% |
| | 移動図書館 | 6,814 | 6,772 | 7,284 | 108% |
| | 六ツ門 | 42,313 | 65,391 | 75,094 | 115% |
| | 中央館計 | 227,941 | 227,180 | 220,799 | 97% |
| | 田主丸 | 36,968 | 36,003 | 35,289 | 98% |
| | 北野 | 42,171 | 48,536 | 54,149 | 112% |
| | 城島 | 36,429 | 32,896 | 30,560 | 93% |
| 地域館 | 三潴 | 31,726 | 32,370 | 30,656 | 95% |
| | 図書館計 | 375,235 | 376,983 | 371,443 | 99% |
| | くるるん図書コーナー | 3,769 | 3,411 | 3,233 | 95% |
| | 図書情報ステーション | 13,019 | 14,081 | 15,200 | 108% |
| 総合計 | | 392,023 | 394,477 | 389,876 | 99% |

(3) 年度別貸出冊数

| 区分 | H22 | H23 | H24 | 前年比 | |
|-----|------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | | | | 一般図書 | 児童図書 |
| 中央館 | 一般室 児童室 福祉室 | 478,486 253,157 8,235 | 422,367 214,602 10,802 | 372,772 196,356 10,201 | 361,738 22,106 10,201 |
| | 録音 点字 デイジー 宅配 | 512 2,066 198 4,725 | 523 1,624 178 5,124 | 692 1,857 159 4,951 | 692 1,857 157 4,586 |
| | 調査研究室 視聴覚 | 20,831 | 17,575 | 15,408 | 15,351 |
| | 小計 | 768,210 | 672,795 | 602,396 | 416,688 |
| | 移動図書館 | 34,098 | 33,050 | 34,557 | 17,331 |
| | 西分館／六ツ門 | 167,929 | 256,723 | 295,203 | 208,460 |
| | 中央館計 | 970,237 | 962,568 | 932,156 | 642,479 |
| | 田主丸 | 155,641 | 152,043 | 145,723 | 94,699 |
| | 北野 | 176,101 | 205,790 | 226,504 | 148,541 |
| | 城島 | 171,004 | 152,444 | 137,247 | 101,319 |
| 地域館 | 三潴 | 149,723 | 153,774 | 146,138 | 98,308 |
| | 図書館計 | 1,622,706 | 1,626,619 | 1,587,768 | 1,085,346 |
| | くるるん図書コーナー | 10,596 | 9,456 | 8,668 | 6,084 |
| | 図書情報ステーション | 36,284 | 40,157 | 42,740 | 32,845 |
| 総合計 | | 1,669,586 | 1,676,232 | 1,639,176 | 1,124,275 |
| | | | | | 514,901 |
| | | | | | 98% |

注1) 福祉室デイジーとは、視覚障害者などのためにデジタル録音された図書(DAISY:Digital Accessible Information System の略)。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価（平成24年度分）の概要

教育部総務

1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成20年度（平成19年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の実施手法

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- (3) 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- (4) 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取した。

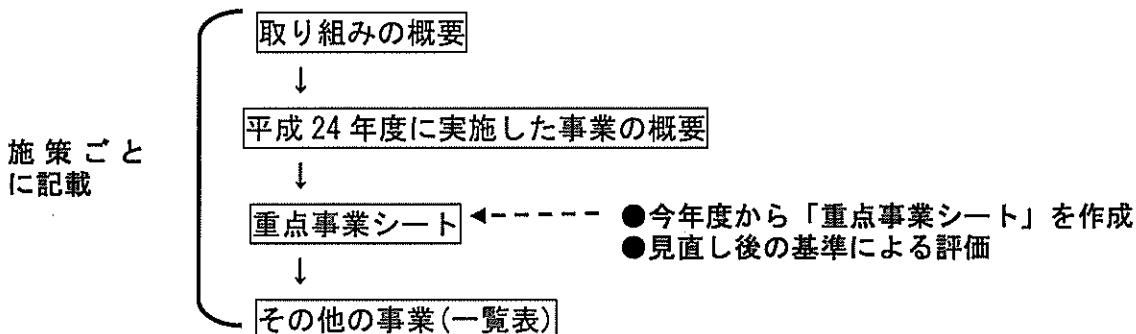
【学識経験者】

| 氏名 | 現在の役職等 | 備考 |
|----------------------|------------------------------|---|
| いのうえ とよひさ 井上 豊久 氏 | 福岡教育大学教授 福岡県社会教育委員 | 平成24年度(平成23年度分点検・評価報告書)も依頼 福岡市及び北九州市等の点検・評価報告書に対する有識者意見の実績 |
| えがしら りえ 江頭 理江 氏 | 福岡教育大学教授 福岡教育大学附属久留米中学校校長 | 今年度に初の依頼 |

3 報告書の概要

| 項目 | 概要 |
|--------------------------------------|---|
| 1. はじめに(P2-P3) | 点検及び評価についての基本的な考え方等を記載した。 |
| 2. 点検及び評価の実施手法(P4) | |
| 3. 教育委員会の権限に属する事務の状況(P5-P9) | 教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載した。 |
| 4. 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況(P10-P87) | 教育行政の具体的な事務の執行状況について、平成24年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載した。なお、施策ごとに以下のような構成としている。 |

【報告書の構成】



| | |
|----------------------------------|--|
| 5. 今後の方向性について(P88-P92) | 平成24年度の成果や課題等を踏まえ、次年度の基本の方針や重点取組等について記載した。 |
| 6. 点検・評価に関する学識経験者からの意見(P93-P100) | 2名の学識経験者の意見を掲載した。 |
| 参考資料(P101-P121) | 平成24年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載した。 |

4 点検・評価に関する学識経験者からの意見(要旨)

(福岡教育大学教授 井上 豊久 氏)

- ・全体としては、教育委員会は「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行」を適切に実施していると評価する。
- ・昨年度に指摘した数量的な目標の設定や適切な目標数値、並びに客観的な評価根拠の提示に関しては、今回の報告書の中で重点事業シートを作成されたことにより、一定の改善が図られたことについて評価できる。今後は、さらに評価の指標や目標のうち、一部でも子どもの変容が根拠として示されていければ望ましいと考える。
- ・これまでの施策推進の結果、量的評価からその人材や組織の活動内容・活動実績等も評価する質的評価を取り入れることが望まれ、質的評価システムの開発が期待される。そのためには、聞き取りによる評価も一部取り入れることの検討も必要。
- ・可能であれば、短・中・長期の評価が体系的に行われることが望まれ、中・長期計画に関しても計画変更を行うことが求められる。また、この単年度の評価がどう活かされ、どのような対応が行われたのかに関する来年度の提示が期待される。

(福岡教育大学教授 江頭 理江 氏)

- ・平成24年度分の「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価」が適切に行われたと判断した。
- ・平成24年度の報告書については、昨年度に比して改善が図られており、久留米市教育委員会が、重点事業を含め着実な取り組みを行い、一定の成果を上げていることが、よく理解できる内容となっている。
- ・一方で、報告書全体を通して、成果目標の設定をより具体的な内容としていることで、成果と今後の方向性がより明確になり、評価の向上に寄与するのではないかという印象を持った。
- ・24年度分においては「未達成」という形で評価されている取り組みが、成果目標の設定次第では「概ね達成」や「達成」に成り得るものも多いよう思う。

5 今後の予定

平成 26 年 1 月 市議会へ報告
2 月 市ホームページで公表

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.11.16～H25.12.13

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|------------------------|---|------------------|----------------|-----|----------|
| 1 | 平成26年1月15日(水) | 2013年度筑後地区人権・同和教育研究協議会 課題別研 人権・部落問題学習 Part2 | 筑後地区人権・同和教育研究協議会 | そよ風ホール | 後援 | 人権・同和教育課 |
| 2 | 平成26年1月26日(土) | 第36回久留米市人権・同和教育研究集会 第8回久留米市社会人権・同和教育研究集会 | 久留米市人権・同和教育研究協議会 | 久留米市民会館ほか | 後援 | 人権・同和教育課 |
| 3 | 平成26年4月26日(土) | 第12回九州山口コメティカル学生バトミントン大会 | 学校法人 久留米大学 | 久留米市みづま総合体育館 | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 4 | 平成25年12月22日(日) | なまえのチカラプロジェクト 出版記念公演会 | なまえのチカラプロジェクト | 久留米市民会館 大ホール | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 5 | 平成25年12月22日(日) | 第20回定期演奏会 | 久留米大学学友会吹奏楽部 | 石橋文化センター共同ホール | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 6 | 平成26年1月7日(火)～1月13日(祝) | 第49回全九州新春書道展 | 福岡書道会 | 福岡市美術館 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 7 | 平成26年1月21日(火)～1月26日(日) | 心象会展 | 水墨画 心象会 | 一番街多目的ギャラリー | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 8 | 平成26年2月7日(金)、2月8日(土) | 日韓交流 韓国料理教室と車椅子レクダンス普及会 | 車椅子レクダンス普及会 | えーるピア、総合福祉センター | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 9 | 平成26年2月16日(日) | 吹奏楽団ゆうすい第3回定期演奏会 | 吹奏楽団ゆうすい | 石橋文化センター共同ホール | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 10 | 平成26年2月20日(木) | ちくご葉の花ライオンズクラブ結成15周年記念講演 櫻井よしこ氏講演会「世界が変わる21世紀の展望」 | ちくご葉の花ライオンズクラブ | 萃香園ホテル | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 11 | 平成26年3月1日(土) | 久留米市民会館自主文化事業～“おとのわ”でつながる心とこころ～「川原一紗◎藤川潤司」親と子のふれあいコンサート | 久留米市民会館 | 久留米市民会館小ホール | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 12 | 平成26年5月24日(土) | TAO2014 久留米公演 | 株式会社テレビ西日本 | 石橋文化ホール | 後援 | 生涯学習推進課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.11.16～H25.12.13

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|-----------------------------------|------------------|------------------------|-----|----------|
| 13 | 平成26年7月6日(日) | 久留米音協合唱団創立50周年記念演奏会 | 久留米音協合唱団 | 石橋文化ホール | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 14 | 平成26年2月11日(火・祝) | 第6回三潴ジュニアマラソン大会 | 三潴マラソン実行委員会 | 水沼の里2000年記念の森 | 共催 | 教育部三潴事務所 |
| 15 | 平成26年3月1日(土)～平成26年4月6日(日) | 「Spring Camp in 能古島」 | 能古島青少年育成協会 | 能古島内および、のこのしまアイランドパーク内 | 後援 | 学校教育課 |
| 16 | 平成26年5月10日(土)～平成26年6月29日(日) | 2014春「English Camp in 能古島」 | 能古島青少年育成協会 | 能古島内および、のこのしまアイランドパーク内 | 後援 | 学校教育課 |
| 17 | 平成26年6月4日(水)～6月25日(水) 11日間 22公演 | 平成26年度 教育・文化事業 | 一般財団法人 福岡県教職員互助会 | 福岡県内の小学校体育馆、市町村施設(ホール) | 後援 | 学校教育課 |
| 18 | 応募期間 平成26年1月4日(木)～3月31日(月) | 「プリントコミュニケーションひろば募集」(学校新聞等のコンクール) | 公益財団法人 理想教育財団 | | 後援★ | 学校教育課 |
| 19 | 平成26年2月28日～平成26年3月6日 | 第11回高松凌雲記念かきぞめ大会 | 高松凌雲顕彰会 | 小郡市生涯学習センター | 後援 | 学校教育課 |

平成25年第4回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

| 質問議員 | 質問内容 |
|-----------|--|
| 甲斐 征七生 議員 | 2 学校図書館の充実と読書活動の推進について (1)蔵書数と新規購入について (2)望ましい開館時間（期間）について |
| | 3 学校図書司書の待遇について (1)司書業務の認識と位置づけについて (2)平成18年度「今後の方針」について (3)必要な勤務時間について (4)年次有給休暇の付与について |
| 吉富 巧 議員 | 2 児童・生徒の体力向上について |
| 森 多三郎 議員 | 3 教育問題について (1)小中一貫教育の特徴と効果及び問題点と本市で実施していない理由について (2)小中連携教育の実情と成果について (3)音楽教育における唱歌、童謡の指導状況について (4)グリーン、アグリツーリズム（自然、農業体験）の推進について （北九州市と小国町の連携） |

個人

【質問議員】 田嶋 征七生 議員

【質問要旨】 2 学校図書館の充実と読書活動の推進について

(1) 藏書数と新書購入について

【質問趣旨】 市の図書購入費の推移はどうなっているか。

文部科学省の「学校図書館図書標準」を満たしている学校は何校あるか。

【回答要旨】 学校図書館の藏書数について

文部科学省は、平成5年に「学校図書館図書標準」を示し、学校図書館に整備すべき蔵書冊数を、学校規模に応じて定めています。

本市の学校図書館の新書購入につきましては、学校図書館図書整備事業として予算措置を行い、蔵書数の充実に努めているところです。

学校図書館図書整備事業の予算額は、小学校と中学校の額を合計すると、合併當時は2,046万円でしたが、平成21年度まで少しずつ増額し、それ以降、毎年ほぼ同額の予算措置を行い、平成25年度は、2,287万円となっております。

また、「学校図書館図書標準」を超えている学校は、平成24年度末時点で、小学校で25校、中学校で1校となっています。

今後とも、学校図書館の更なる充実のため、「学校図書館図書標準」が示す蔵書数に達していない学校に、より多く予算を配分するなど、効果的・効率的な予算執行に努め、蔵書の充実を図りたいと考えています。

【質問議員】 田嶋 征七生 議員

【質問要旨】 2 学校図書館の充実と読書活動の推進について

(2) 望ましい開館時間（期間）について

【質問趣旨】 読書活動を推進するために望ましい開館時間（期間）をどう考えているか。

【回答要旨】 平日の開館時間について

学校図書館の開館時間につきましては、小学校は、児童の図書館利用が主に中休みや昼休みに多いこと、また、中学校は生徒の図書館利用が主に昼休みや放課後に多いことから、児童生徒の読書活動を支援し、学校図書館の活用を促進するよう、各学校が設定しています。

各学校の開館時間は、3つのタイプに分けられます。

第一に、始業前や朝の活動において児童生徒が積極的に活用していることから、その時間から昼休み迄の学校が13校(20%)あります。

第二に、授業時間や昼休みの時間の活用を重視していることから、1・2校時から5・6校時迄の学校が、32校(50%)あります。

第三に、昼休みや放課後に生徒が積極的に活用していることから、中休み以降から放課後迄の学校が18校(28%)あります。

このように各学校は、児童生徒の利用状況に合わせて開館時間を設定しています。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 3 学校図書司書の処遇について

(1) 司書業務の認識と位置づけについて

【質問趣旨】 司書の業務及び位置づけはどのようにになっているか。

【回答要旨】 1 司書業務の認識と位置づけについて

学校図書館司書は、学校図書館の活用計画立案や読書活動の指導といった専門的職務を担当する司書教諭と連携し、学校図書館運営の充実を図る業務に当たっています。

学校図書館司書は、学校図書館の管理運営的な日常業務を中心に、担任や司書教諭と連携・協力し児童生徒の読書活動の推進に当たります。具体的には、学校図書館の環境整備、図書貸出及び蔵書点検、児童生徒用図書購入等が挙げられます。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 3 学校図書司書の処遇について

(2) 平成 18 年度「今後の方針」について

【質問趣旨】 平成 18 年 2 月、学校図書室司書の雇用について今後の方針が示されていたが、なぜ方針を変更したのか。

【回答要旨】 平成 18 年「今後の方針」について

広域合併直後の平成 17 年当時は、旧久留米市域及び総合支所管内に勤務する学校図書館司書の雇用形態、勤務条件等が大幅に異なっており、制度の統一を図る必要がありました。

特に、旧久留米市域では学校図書館司書の配置の有無や配置校においても雇用主が市ではありませんでした。そこで、市の直接雇用による専任非常勤職員の学校図書館司書を全校に配置するとの方針を定め、平成 18 年 2 月の文教常任委員会において、報告したところであります。

しかしながら、限られた財源の中で、総合支所管内の小学校における事務補助の未配置校の解消という課題もあり、熟慮を重ねた結果、当初方針を変更させていただいたところです。

この方針変更等については、平成 20 年 1 月の教育民生常任委員会で報告をして、平成 20 年度に旧久留米市域においては、市の直接雇用への切り替え、平成 22 年度には学校図書館司書の勤務時間を週 30 時間から週 25 時間に統一したものであります。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 3 学校図書司書の処遇について

(3) 必要な勤務時間について

【質問趣旨】 現在の勤務時間では必要な業務に対応できないという意見があるが、必要な勤務時間についてどのように認識しているのか。

【回答要旨】 1 学校図書館司書の勤務条件について

本市の学校図書館司書の勤務条件は、1日5時間、週25時間勤務で、平日及び学校が指定する日に勤務しております。

2 学校図書館司書の役割と必要な勤務時間について

学校における子どもたちの読書推進の場として学校図書館の役割がますます重要な中、久留米市では、全校に配置した学校図書館司書が、司書教諭等と連携しながら、児童生徒の様々な読書活動の充実に取り組んでおります。

また、学校図書館司書は、休み時間や放課後の本の貸し出しをはじめ、蔵書管理や環境整備などが主な役割であることから、現在の勤務時間の中で、必要な業務を担っているものと認識しております。

なお、勤務日数につきましては、長期休業中の勤務日数を増やすなど、毎年見直し改善を図っているところであります。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 3 学校図書司書の処遇について

(4) 年次有給休暇の付与について

【質問趣旨】・学校図書司書に年次有給休暇を与えていない根拠は。

- ・実態は学期雇用ではなく継続雇用であり、年次有給休暇を付与すべきではないか。
- ・年休の付与をしていないのは違法ではないか。

【回答要旨】 1 年次有給休暇付与の考え方

有給休暇の付与については、労働基準法第39条第1項により、「使用者は、その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10労働日の有給休暇を与えなければならない。」と規定されております。

久留米市における学校図書館司書の任用条件は、学期毎の断続的な任用であり、同法が規定する「有給休暇を与なければならない」とする「6箇月継続勤務」の要件には該当しないと認識しております。

2 学校図書館司書の任用更新と有給休暇付与の考え方

学校図書館司書の任用更新については、学期毎に学校図書館司書の所属校長から、司書の業務に係る能力・勤務状況等の報告を受け、総合的に勘案し、更新するかを判断しております。

従いまして、自動的に任用が更新されるわけではありませんことから、継続雇用であるとの認識はありませんので、有給休暇は付与しておりません。

長期休業期間中にも勤務日がありますが、期間中の一部のみであり、それ以外に勤務実態はありません。本件に関し、勤務実態と有給休暇付与について、労働基準監督署への確認により、違法ではないと認識しております。

【質問議員】 吉富巧議員

【質問要旨】 2 児童・生徒の体力向上について

【質問趣旨】・「体力テスト」の結果は、ここ数年の中で向上・改善しているのか。

- ・体育、保健体育の授業や部活動などへの支援、指導助言について具体的にどう取り組んでいるか。
- ・家庭での体力向上の取組に対して教育委員会はどう対応しているか。

【回答要旨】 第2期久留米市教育改革プランでは具体的目標の一つに「健やかな体の育成」を掲げており、現在、各学校においては、50m走・ソフトボール投げ・握力など、8項目からなる体力テストの結果に基づいて、「体育・保健体育の授業づくりの工夫改善」や「部活動の活性化」などに取り組んでいるところであります。

1 体力テストの結果について

体力テストは全学年で実施しておりますが、成果指標である小学校5年生の平成24年度の結果は、全国平均と比較すると、男子が-1.2ポイント、女子が-2.2ポイントとやや開きが見られるものの、前年度と比較するとその差は改善が見られます。

同じく成果指標の中学校2年生は、全国平均と比較すると、男子が-0.4ポイント、女子が-1.7ポイントと、わずかに届いておりませんが、その差は前年度より大きく改善が見られました。

2 体育・保健体育の授業への支援について

学校訪問の機会や校内研修会への指導主事等の派遣に加え、教育センターにおいて「体力向上研修会」を毎年実施しております。具体的には、1学期に全小・中学校の体育代表者を集め、「体力向上プランの推進」「体育・保健体育の授業づくりの工夫改善」「部活動の在り方」「武道の授業の在り方」等の実践事例をもとにした研修を行い、体育の授業のみならず体育的活動全般における情報の共有化を行い、指導の充実を図っております。

なお、本年度から、各学校においては、体力向上に向けた縄跳び、一輪車などの「一校一取組」を設定し、重点的に取り組んでおります。

3 市立中学校・高等学校の部活動への支援について

市立中学校・高等学校の部活動については、部活動の活性化を図るため、顧問教員による指導の充実とともに外部指導者の積極的な活用を図っております。

また、中体連が中心となり、指導者研修会を競技ごとに計画的に行ったり、外部指導者を対象とした研修会を実施したりして、指導の進め方や安全面への配慮の徹底を図っているところです。

4 家庭・地域での体力向上の取り組みについて

体力の向上につきましては、学校の取組のみで達成することはできません。このことから、第2期教育改革プランの中にも「家庭・地域の役割」として、

- ・家庭での食事や早寝・早起きなど基本的な生活習慣を家庭生活の中で身につけさせること。
- ・運動や外遊びを親子一緒に取り組んだり、会話したりすることによって、生涯における健康増進への意識をもたせること。
- ・地域の体育的活動や食に関する活動の充実を図り、家庭で積極的に参加すること。

の3点を掲げているところです。

そのため、この3点の取組を、PTA総会や学級懇談会、学校・学級便り等を活用してお願いしたり、学童保育所連合会へ集団での外遊びの奨励を依頼したりしながら、運動習慣の確立に向けての取組を進めております。

あわせて、子どもたちが日々の運動の実践時間を積み上げ方式で記録する「体力アップシート」を全校へ配布し、日常的に運動しようとする態度や家庭において運動や外遊びに取り組むことができるよう啓発を行っているところです。

【質問議員】 森 多三郎 議員

【質問要旨】 3 教育問題について

(1) 小中一貫教育の特徴と効果及び問題点と本市で実施していない理由について

【質問趣旨】 小中一貫教育実施のメリット・デメリットと本市で実施しない理由は何か。

小中連携が容易な1小1中の学校でモデル的取組を強化すべきではないか。

【回答要旨】 1 小中一貫教育の特徴と効果及び問題点について

小中一貫教育は、中学校進学後にみられる学習不適応や学校生活への不適応などの、いわゆる中1ギャップなどの課題を解消し、小・中学校間の円滑な接続を目指すものと言うことができます。

小中一貫教育の形態は、小・中学校が同一の校地・校舎で学習する「施設一体型」、同一敷地に小・中学校が別々にあり連携する「併設型」、近隣の小・中学校が別々の敷地で教員や児童生徒が移動して学習や活動を行う「連携型」の大きく3つに分けることができ、久留米市は、小・中学校の立地状況などから「連携型」を探っており、小中連携教育と呼称して推進しております。

福岡県内においては、宗像市、八女市、東峰村、飯塚市で「施設一体型」や「併設型」で実施されている学校がありますが、いずれも、児童生徒数の減少による学校の統廃合や施設老朽化に伴う新設を契機にしたものです。

また、「施設一体型」の小中一貫教育校は、学習指導の連続性や接続の円滑化などの、指導方法、教育課程等の改善を図ることを特徴としています。

しかし、この小中一貫教育校につきましては、小学校5・6年生段階で自立意識が育ちにくいくことや活躍する場が少なくなること、また、9年間、環境の変化が望めず、中学校段階まで人間関係が固定化しがちであることなどのデメリットも報告されております。

2 本市で実施しない理由について

市教育委員会としては、「施設一体型」の小中一貫教育校はこのような問題があること、中1ギャップの課題解決に全ての小・中学校で対応する必要があること等から、現行の6・3制の教育課程を維持しつつ、教員間の合同研修や小中の相互乗り入れ授業、部活動や行事の体験などの接続期プログラムを作成・実施する小中連携教育を全市的に推進しているところです。

【質問議員】 穂 多三郎 議員

【質問要旨】 3 教育問題について

(2) 小中連携教育の実情と成果について

【質問趣旨】 久留米市における小中連携教育の実状とその成果はどうなっているか。

小中連携が容易な1小1中の学校でモデル的取組を強化すべきではないか。

【回答要旨】 1 小中連携教育の実状について

久留米市においては、中1ギャップを解消し、義務教育9年間で児童生徒を育成する観点から、全ての小・中学校で小中連携教育を推進しております。

具体的には、小中接続期の児童生徒が授業や行事、部活動などで交流することにより、中学校進学時における人間関係に対する不安感を軽減できるようにしております。また、学び方や家庭学習、生活指導の進め方などを小・中学校間で共通認識を図って指導するなどの取組を行っているところです。

そのため、平成21～23年度には、1つの小学校から1つの中学校へ進学する南小学校と牟田山中学校を、平成22～24年度には、1つの小学校から4つの中学校に進学する津福小学校をモデル校として研究指定し実践研究を行いました。このモデル校での成果を広く市内の小・中学校で共有化し、広げることにより、現在多くの学校で、相互乗り入れ授業や部活動の体験などに取り組んでいます。

さらに、中学校においては平成22年度から教務担当主幹教諭を小中連携コーディネーターに指名し、相互乗り入れ授業や、行事交流・部活動交流などの企画、定期的な連絡会開催の内容調整等、小・中学校間の連携の中心に位置づけて推進しています。

2 成果について

これらの取組の結果、生徒アンケートによれば、中学生活に不安を感じた1年生は、平成22年度の46.6%から平成25年度の16.2%へと大きく減少しています。

また、平成25年度の学校アンケートにおいては、中学校から小学校への出前授業を実施している中学校が82%、部活動体験を実施している中学校が53%、小・中学校の教師間で授業についての話し合いを持っている学校が70%になるなど、小中連携の取組に進展が見られていますので、今後、更に充実するよう指導助言してまいります。

本市では、平成21年度から23年度まで、南小学校と牟田山中学校を教育研究指定校とし、1小1中に比較的近くに立地する学校間における小中連携教育のあり方を実践研究しました。その成果を取り入れて、宮ノ陣小と宮ノ陣中、南薰小と櫛原中、上津小と青陵中、荒木小と荒木中との間においても、小・中学校の教職員の合同研修会の実施や相互乗り入れ授業の実施、小学校への中学生の職場体験受け入れや中学校の学校行事への小学生の参加など、様々な形態での小中連携の取組が行われてきました。

御指摘のように、1小1中に近い進学の形態や立地条件を生かした学校での実践を強化して全市へ広げていくという方法は、小中連携の推進に有効性が高いことから、今後さらに、こうした各学校間の小中連携教育が充実するよう、学校への指導助言を行っていきます。

【質問議員】 森 多三郎 議員

【質問要旨】 3 教育問題について

(3) 音楽教育における唱歌、童謡の指導状況について

【質問趣旨】 ・学校での音楽科における唱歌、童謡の位置づけと指導状況は、どのようになっているのか
・卒業式において「仰げば尊し」や「螢の光」を歌うよう指導すべきではないか。

【回答要旨】 1 音楽教育における唱歌、童謡の位置づけについて

学習指導要領において、小・中学校の音楽科では、国際化が進展する今日、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深め、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに諸外国の音楽文化を尊重する態度の育成を重視することとされております。

具体的に、小学校音楽科では、歌唱において共通に指導すべき教材として、「春がきた」や「さくらさくら」、「ふるさと」などの文部省唱歌や童謡等が学年それぞれに、発達段階に応じて4曲ずつ示されております。第1学年から第4学年までは4曲全てを、第5・6学年においては、各々4曲中3曲を取り扱うこととなっています。
また、中学校音楽科でも、「赤とんぼ」や「夏の思い出」など7曲が歌唱において共通に指導すべき教材として示されており、学年毎に1曲以上を取り扱うこととなっています。

2 本市における指導状況について

本市の各学校におきましては、学習指導要領に基づき市教育委員会が作成した音楽科の基底カリキュラムをもとに、適切に指導が行われております。なお、指導状況については、市教育委員会による学校訪問等で年間指導計画や週指導計画に基づく指導実績の確認を行っているところです。

3 卒業式における式歌の取り扱いについて

卒業式の式歌に関しましては、卒業式に式歌を取り入れるかどうかを含めて、各学校が決定しております。

小学校では、「卒業の言葉」の中に、卒業に向けた思い出や感謝の言葉とともに、卒業に相応(ふさわ)しい歌を数曲取り入れております。選曲に当たっては、教科書の楽曲や夢や希望につながる楽曲から選んでおり、平成24年度は、3校で「仰げば尊し」が歌われました。

中学校では、「卒業の歌」として、7校で「合唱組曲筑後川」の最終曲である「河口」が、5校で「旅立ちの日に」が歌われ、2校で「仰げば尊し」が歌われました。

市立高校では、1校(南筑高校)が式歌を式次第に位置づけており、平成24年度は、「仰げば尊し」が歌われております。

4 卒業式における「仰げば尊し」や「螢の光」について

「仰げば尊し」や「螢の光」については、卒業式などで友人や先生達、お世話になった家族や地域の方々に感謝する心を表し、別れを惜しむ歌として歌い継がれてきたと認識しております。

各学校では卒業式において、このような心を育むに相応(ふさわ)しい歌を毎年主体的に決定し、卒業式の式歌として歌唱指導しております。市教育委員会としましては、

学校の主体性を尊重しながら、教育活動全体を通じた豊かな心の育成につながるよう働きかけをしていきたいと考えております。

【質問議員】 森 多三郎 議員

【質問要旨】 3 教育問題について

(4) グリーン、アグリツーリズム（自然、農業体験）の推進について
(北九州市と小国町の連携)

【質問趣旨】 学校教育において、グリーン、アグリツーリズムを意識した自然、農業体験を推進してはどうか。

【回答要旨】 1 グリーン、アグリツーリズムに対する認識について

子どもたちが、生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農業」について学び体験することは、食と農だけでなく、環境問題についても考え、環境に配慮した行動をすることにつながるものと考えております。

また、学習指導要領の中でも、健やかな心身と豊かな人間性を育むために、自然の中での集団宿泊活動をはじめ勤労体験、生産体験を推進することが求められています。

このように、学校教育において、グリーン、アグリツーリズムを意識した自然、農業体験を推進していくことは重要なことと考えております。

2 学校教育におけるグリーン、アグリツーリズムを意識した自然、農業体験の現状について

現在、小学校では、第1学年、第2学年の生活科において野菜の栽培体験を行ったり、第3学年、第5学年の社会科において、農家の仕事や食料生産の果たす役割を学習することで、農業生産は生活に欠かせないもので、多くの人々の支えで成り立っていることへの理解を培っております。

また、総合的な学習の時間において、校区の農家の方やJA等の関係機関の方に指導を受けながら、米や野菜作りを体験しております。

さらに、地域に残る食文化や食習慣の調べ学習、郷土料理作り体験等を行い、日本独自の食文化に対する理解を深めております。

同様に中学校でも、農山村の多様な資源を活用して、野外炊飯活動、環境を守るボランティア活動、職場体験としての農業体験を行い、自然や食の大切さを体感させているところです。

3 今後の対応について

現在、農家の宿泊体験は行っておりませんが、自然とのふれ合いを深める山や海での宿泊体験を行い、その宿泊先において、乳搾りや農産物の収穫などの農作業体験をしております。市教育委員会といたしましては、様々な体験活動の充実を図るとともに、グリーン、アグリツーリズムを意識した自然農業体験において、農家の方とのふれあいを深め、農山村等の生活や文化に触れる機会が充実するよう働きかけてまいります。

質問一覧(市民文化部関連)

| 質問議員 | 質問内容 |
|----------|---|
| 吉田 帰命 議員 | 1. スポーツ都市づくりについて (1) 公認プールについて (2) 老朽施設について |
| 山下 尚 議員 | 3. 図書館について (1) 雑誌スポンサー制度導入について |

個人

【質問議員】古田 崎命 議員

【質問要旨】1 スポーツ都市づくりについて

(1) 公認プールについて

【質問趣旨】筑後広域公園に50m公認プールが整備されているが、屋外であり国体のような大会は、開催できるかどうか疑問である。

久留米市は、スポーツ都市宣言を行なっており、未来に向けた夢のあるビジョンが必要であり、その一つが屋内の50m公認プールの建設である。

【回答要旨】1 スポーツ施設整備の基本的な考え方について

スポーツ施設の整備につきましては、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」の基本理念に基づき、市民が体力・年齢・目的に応じたスポーツを親しめるようスポーツ施設の整備に努めております。

その中で、公認プールの整備は、久留米市を中心とする県南地域における水泳競技の振興・発展、市民スポーツの振興のために、有効な施設であると認識しております。

2 これまでの取り組みについて

このため、本市では、平成18年5月に久留米市議会・久留米選出県議会議員の皆様のご支援を賜り、福岡県知事及び教育長へ県営プール整備の要望書を提出しましたが、県におきましては、県内の要望の中から、最終的に筑後市の筑後広域公園内に県営プールを整備することに決定しており、現在工事入札の公告を行っているところでございます。

ご質問の国体等の大会が開催されるような公認プールの整備についてですが、施設建設においては、多額の初期投資や維持管理、施設の稼働率など、整理すべき課題があります。しかしながら、公認プールが水泳競技の振興・発展に有効である事は認識しておりますので、30万人中核市にふさわしい公認プールの整備について、引き続き調査・研究してまいります。

【質問議員】 吉田 帰命 議員

【質問要旨】 1 スポーツ都市づくりについて

(2) 老朽施設について

【質問趣旨】 スポーツ施設が老朽化しているので、施設の安全性の確保が必要である。県立体育館や武道館の建替えの進捗状況・経過を教えてほしい。

【回答要旨】 1 老朽施設の計画的対応について

市内のスポーツ施設につきましては、ご指摘のとおり全般的に経年劣化が進行している状況でございます。そのような中、市民の皆様に安全で快適なスポーツ活動の場を提供するため、適宜状態を確認しながら計画的に改修・修繕を行っているところでございます。特に近年においては、野球場のグラウンド改修やスタンドベンチ取替え、旭町テニスコートの人工芝張替え、北野体育館の外壁・床面改修、三潴B&G海洋センターパールの改修などを計画的に行い、利用者の安全確保に努めています。

また、現在の耐震基準施行以前に建設された野球場や東部地区体育館などにつきましては、耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行っているところでございます。

一方で、施設の老朽化が著しく、改修等の対応では機能維持や安全確保が困難であると判断した施設につきましては、その施設の必要性を十分検証したうえで、改築や新築をいたしております。具体的には、荘島体育館や北野武道場などについて対応してきたところでございます。

また、近年利用者のニーズも多様化しており、冷暖房設備やシャワー室、クラブハウス等の要望も高まっておりますので、施設の改修・改築等に合わせて、可能な限りの対応を図っているところでございます。

厳しい財政状況ではございますが、今後とも、各施設の状態や市民の要望を踏まえ、計画的に改修・修繕を行い、スポーツ施設の安全確保に努めたいと考えております。

2 県立体育館等の建替えについて

スポーツセンターの武道館と弓道場は、昭和49年から50年にかけて建設された施設で、約40年が経過しております、老朽化による雨漏り補修やフロア改修などを行ってきました。また、武道館におきましては、観客席がないこと、競技場面積が大会開催基準を満たしていないこと、バリアフリー設備等が十分でないことなどの機能面での課題もございます。

そこで、同様に老朽化している福岡県立久留米スポーツセンタースタジアムと一緒に建て替えをしていただくのが望ましいとして、競技団体等と連携を図りながら、平成21年度より県に要望してきたところでございます。

このことを受けて、昨年度より、県が主体となって基本構想検討委員会を設置し、総合体育館・武道場・弓道場の一体的改築の基本構想の検討を進めております。スポーツセンターは久留米インターチェンジ、新幹線久留米駅が近いなど交通アクセスがよく、体育館・武道場・陸上競技場が隣接して利用できるなど、大規模大会を誘致しやすい条件を持っています。この利点を活かして、

スポーツコンベンション効果を最大限発揮できる施設の整備について、県と十分な連携を図りながら、早期実現に向けて取り組んでまいります。

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 3 図書館について

(1) 雑誌スポンサー制度導入について

【質問趣旨】 図書購入費の確保策のひとつとして、雑誌購入に係るスポンサー制度を導入している図書館があるが、久留米市としてどう考えるか。

【回答要旨】 1 雑誌スポンサー制度について

雑誌スポンサー制度とは、自治体が購入する雑誌の購入費を企業などに負担していただく代わりに、購入した雑誌に装着するカバーにスポンサー名や広告を掲載する制度でございます。

2 雑誌スポンサー制度の効果と課題

この制度のメリットは、限られた資料購入費で、図書館資料の効果的な整備ができるところにあります。また、スポンサーとなる企業などにとっては、身近な広告媒体としての活用が期待されます。

しかしながら、制度運用につきましては、基準の整備だけでなく、継続的かつ安定的なスポンサーの確保が大きな課題となってまいります。

県内では、筑後市や宗像市などが既に導入されておりますが、スポンサー確保に苦慮している状況も見受けられます。また、中核市におきましても、大分市など8市が導入されてありますが、一方では、導入に向けた調査研究を行いながらも、検討の結果、導入を見送っているケースもあるようでございます。

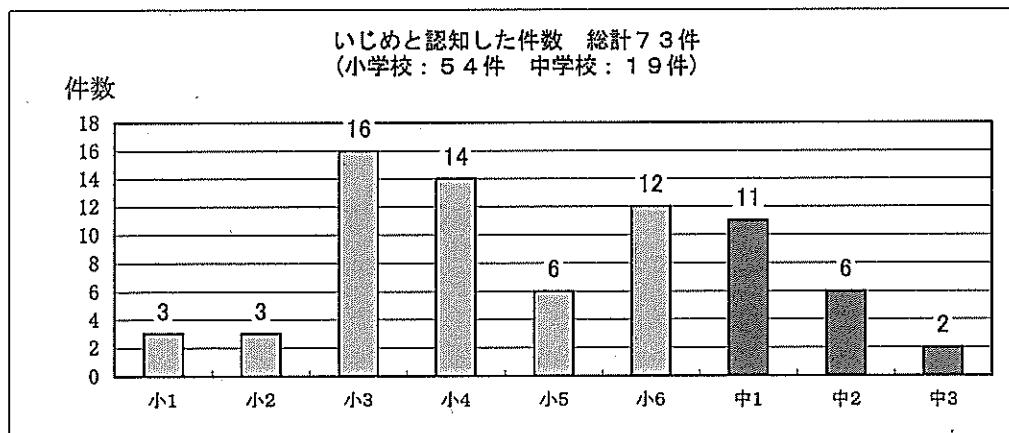
3 今後の対応

雑誌スポンサー制度の導入は、雑誌購入費確保の視点から有効な手段ではありますが、現状では、必ずしも十分な効果が期待できるという判断には、至っていない状況でございます。

しかしながら、市を取り巻く財政状況が厳しいことも事実でございますので、今後、雑誌スポンサー制度の効果的な運用について、歳入確保対策本部において、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

「いじめ問題対応強化月間」の取組のまとめ

1 今回の取組で「いじめであると認知した」件数（新規）について



2 「いじめであると認知した」事案への取組の結果について

| | 認知件数 | 解消 | 解消に向けて取組中 |
|-----|------|-----|-----------|
| 小学校 | 54件 | 25件 | 29件 |
| 中学校 | 19件 | 10件 | 9件 |
| 合計 | 73件 | 35件 | 38件 |

3 いじめの態様について（複数回答）

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|------------------------------------|-----|-----|
| 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 | 42 | 15 |
| 仲間はずれ、集団による無視をされる。 | 7 | 1 |
| 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 20 | 5 |
| ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 1 | 0 |
| 金品をたかられる。 | 0 | 3 |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 1 | 1 |
| いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 2 | 2 |
| パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 | 0 | 0 |
| その他（手紙での中傷・非難） | 4 | 1 |
| 計 | 77 | 28 |

4 いじめ「認知件数」の推移（H17～25） ※H25は10月までの統計

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 5 | 70 | 24 | 15 | 10 | 12 | 6 | 65 | 61 |
| 中学校 | 14 | 67 | 23 | 11 | 17 | 24 | 27 | 46 | 42 |
| 合計 | 19 | 137 | 47 | 26 | 27 | 37 | 33 | 111 | 103 |

小規模特認校制度の応募状況について

■学校見学期間 10月 8日(火) ~ 12月 19日(木)

■申請期間 10月 15日(火) ~ 12月 20日(金)

12月19日現在

| 学校名 | 見学者数 | うち申請者数 |
|-----|------|-------------------------------------|
| 大橋小 | 12 | 6 (新小1…5人) (新小3…1人) |
| 下田小 | 15 | (新小1…7人) 10 (新小2…1人) (新小3…2人) |
| 浮島小 | 4 | 2 (新小5…2人) |
| 計 | 31 | 18 |

* 浮島小と下田小の両方の見学者は1人

※申請者の内訳

【大橋】

| 学年 | 新1 | 新2 | 新3 | 新4 | 新5 | 新6 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 人数 | 10 | 5 | 7 | 14 | 20 | 10 | 66 |
| 申請者 | 5 | | 1 | | | | 6 |

【下田】

| 学年 | 新1 | 新2 | 新3 | 新4 | 新5 | 新6 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 人数 | 5 | 4 | 9 | 8 | 17 | 3 | 46 |
| 申請者 | 7 | 1 | 2 | | | | 10 |

【浮島】

| 学年 | 新1 | 新2 | 新3 | 新4 | 新5 | 新6 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 人数 | 3 | 2 | 4 | 2 | 4 | 3 | 18 |
| 申請者 | | | | | 2 | | 2 |

※複式学級について

2つの学年の合計が16人以下の場合に複式学級になる。

ただし、1年生を含む場合は8人以下の場合に複式学級になる。

平成25年度卒業式期日について

- 小学校 3月17日(月)
- 中学校 3月14日(金)
- 久留米特別支援学校小・中等部 3月13日(木)
- 久留米特別支援学校高等部 3月 7日(金)
- 南筑高等学校 3月 1日(土)
- 久留米商業校等学校 3月 3日(月)
- 三井中央高等学校 3月 1日(土)

第2回「くるめ学」子どもサミットについて

1 目的

久留米の自然、産業、祭り、歴史、郷土の先人などについて知り、それを久留米のよさとしてとらえ、「ふるさと久留米」に対する誇りと愛情を育む「くるめ学」。子どもサミットを開催することで、各学校の「くるめ学」の学習成果を発表し合い、教職員に改めて「くるめ学」の趣旨や意義を周知するとともに、保護者や市民にも公開し、各学校における「くるめ学」が一層充実することをめざす。

2 参加者（約380名）

児童生徒170名、小・中・支援学校の教職員約130名、保護者・市民約80名

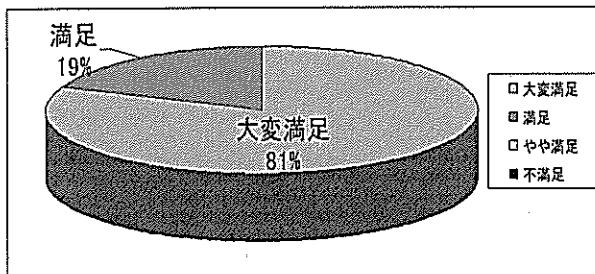
3 内容 平成25年12月11日（水）

| | |
|-------|---|
| 14:00 | 開会行事 |
| 14:15 | 発表1 長門石小学校（4年） 「発見！筑後川」 発表2 浮島小学校（全学年） 「九州一周駅伝の生みの親 納戸徳重と浮島」 発表3 竹野小学校（6年） 「竹野の夢をゲット！」 |
| 15:00 | 休憩 |
| 15:15 | 発表4 北野中学校（3年） 「私たちのふるさと北野町をまもろう」 |
| 15:30 | 田中久重を取り上げた「くるめ学」の実践例紹介 |
| 15:45 | 発表校の児童生徒、指導者によるシンポジウム |
| 16:15 | 講評、閉会行事 |

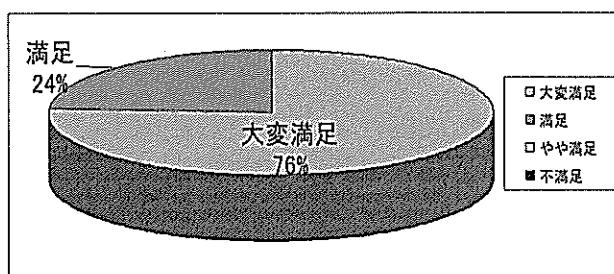
4 成果と課題

（1）参加者の満足度について

教職員の満足度（%） N=72



市民・保護者の満足度（%） N=16



アンケート結果から、全ての教職員、市民・保護者が、「くるめ学」子どもサミットに「大変満足」「満足」と回答。また「このサミットが、『くるめ学』の充実に役立つか」の問い合わせに対し、「とても役立つ」「役立つ」と98%の教職員が回答。

(2) 参加者の感想、意見（主なもの）

① 教職員

- ・各小中学校の「くるめ学」の取組が想像していた以上のものだったし、自分の学校でもぜひそんな体験をさせたい。このサミットはぜひ継続してほしいし、参加していきたいと思った。
- ・どの学校の子どもも問題を自分ごととしてとらえ、その問題解決に向けて考え、発信できていた。
- ・なぜこの学習をしていくのか、追求していくのかという課題が保障されている。地域に根ざした教材の掘り起こしがすばらしく、子どもたちは満足して大きな声で発表していた。
- ・「くるめ学」副読本だけ、教室の中だけで実践が終わってしまっているところがあるので、今日の実践を持ちかえり、先生方に紹介して広めていきたい。
- ・「くるめ学」では、何をゴールにして、どのようにゴールを目指すか迷いがあったが、本日の発表から具体的につかむことができた。
- ・小中学校で「環境」がテーマの発表があったが、小中でどのように高まるのかを明らかにして、小中連携して「くるめ学」に取り組むことが大切。
- ・本来子どもたちが探究した内容はもっとたくさんあると思うので、それを発表以外でも何らかの形で伝えられれば、もっとすばらしいものになると思う。
- ・準備された発表を見るだけでなく、シンポジウムで学ぶ側の子ども意見が聞けてよかったです。子どもの実感が直に伝わってきた。

② 市民・保護者

- ・どの学校の発表も、自分の地域のすばらしさや課題を工夫して伝えており、すばらしかった。久留米のことを学ぶ姿勢がよく伝わりました。
- ・大変すばらしかったです。ぜひ自分に自信をもち、自分・友達・地域を好きになり大切にし、人のためにがんばる子どもたちに育ってほしいと思います。
- ・中学生の歌の美しさに感心し、中学生になるとこんなにもなるものだと子どもの成長を感じた。小学校では教わり考え、中学校では行動していく、生活の中でも生かされればいいなと思いました。
- ・発表者も観客も全て1つになった感じがした。発表だけでなく、学習した子どもとのシンポジウムがよかったです。
- ・もっと自分の意見や感想が活発に出し合えるサミットになるとよかったです。今後の「くるめ学」に期待しています。

③ 要望など

- ・同じ中学校に進学する小中学校の「くるめ学」の学習内容の発表を聞きたい。
- ・学力向上とつなげるには大切な一つの視点だと思うので、各学校で効果を検証し、効果が期待できるという報告が多くなれば、今以上にどの学校も積極的に取り組むようになると思う。
- ・学期末で担任の先生方が参加しにくく、せっかくの機会なのでもったいない。
11月末か2月中旬など、時期を検討してほしい。
- ・よいものを見て学べるので、発表校以外の児童生徒の見る機会を与えてほしい。
- ・昨年の「からくり人形の実演」等、郷土のものに触れる機会があるといいと思った。例えば、観光・国際課、文化財保護課から子どもや市民に発信する等。
- ・先生たちにとって他の学校のくるめ学のあり方が参考になるすてきな事業だと思いますが、保護者にとっても他の学校の子どもたちの様子が見られるいい機会です。保護者への参観の呼びかけをより一層してほしいです。

山川小学校5年生児童が「からくり儀右衛門展」で 田中久重について学んだことを市民に発信

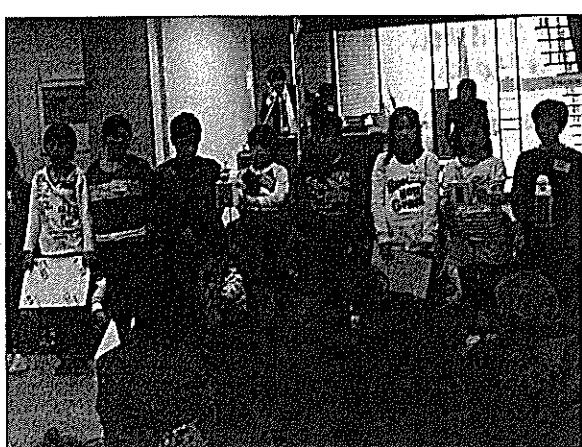


12月4日（水）に、山川小学校5年生児童が、「からくり儀右衛門展」を開催中の石橋美術館1階で田中久重について学習したことを発表しました。

これまで、「くるめ学」において、「伝えよう！くるめのエジソン田中久重」のテーマで学習を進めてきた子どもたち。

その学習の成果として、来場した市民の方々に、自分たちで作成した「からくりの仕組み」を実演したり、写真や絵図を使って説明したりしながら、「久重が江戸時代にからくりの仕組みを発明し、人々の生活や日本のために役立つ発明に一生をかけた生き方がすばらしい。」「からくり振興会の方と協力し、久重のよさを多くの久留米市民の方々に知ってもらえてうれしい。」等と伝えました。

児童が学習した成果をまとめた資料等は、「からくり儀右衛門展」でコーナーを設け、掲示されています。



私たちが見つけた田中久重のよさを
もっと市民の皆様にPRしたいな。
ぜひ見に来てください。

くるつぱ

「小さな親切」作文コンクール表彰式 最高賞に高田君、江崎

「小さな親切」を題材にした作文コンクール（くるめ「小さな親切」運動の会主催、西日本新聞社など後援）の表彰式が14日、久留米市諏訪町の筑邦銀行本店であった。20回目となる今回は、筑後地区の小中学校47校の1924人から応募があり、入賞・入選した43人が表彰された。

甘木中2年の江崎陽香さん
が選ばれた。高田君は、自
分の病気を救つたお守りを
渡し、知人の患者を勇気づ
けることができた喜びをつ
づった。



いた福岡教育大付属久留米小学校の石井悠人君は、今年の応募作の中から、審査員特別賞に輝いた。他の入賞者は次の通り。（敬称略）

長賞^{II}石井悠人、國武陽菜▽香、鈴木陸志▽久留米商工会
久留米市教育長賞^{II}的野研議所会頭賞^{II}藤山佳鈴、多田
吾、山口時乃▽久留米市社会隈萌▽毎日新聞社賞^{II}東奈
福祉協議会会长賞^{II}栗田桃花、坂田知聰▽久留米市あれ
賞^{II}中野賛月、田中遼葵▽朝あい都市推進協議会会长賞^{II}
日新聞社賞^{II}古賀向日葵、川高木麻衣、峯詩央音▽筑邦銀
行賞^{II}河口和香、半田早奈恵樹、和佐野ひかり▽時事通信
社賞^{II}國武瑞寿穂、德永雅乃▽久留米警察署長賞^{II}鴻江舞
島奈々▽読売新聞社賞^{II}小林

高田君、江崎さん最高賞

「小さな親切」作文コンクール

係者が審査した。

年配の男性について書いた。表彰式で2人は両手会長から賞状を受け取った後、それぞれ自分の作文を朗読し、大きな拍手を受けた。

「小さな親切」を題材にした作文コンクール（くるめ「小さな親切」運動の会主催、西日本新聞社など後援）の表彰式が14日、久留米市諏訪町の筑邦銀行本店であつた。20回目となる今回は、筑後地区の小中学校17校の1924人からの応

一方、江崎さんは学校の校門で毎日、すんといいさつや生徒の見守りをするおじさんの活動を通じて親切について、自分の考え方を表現した。

Digitized by srujanika@gmail.com

田歩夢君(9)、大塙田市立
甘木中2年江崎陽香さん
(13)が受賞した。

受賞した作文を朗読する高田君

市立西園分小4年)山^藤力(太
牟田市立白光中2年)【同市社
会福祉協議会会長賞】栗田桃花
(つきは市立大石小4年)坂田知
聰(久留米市立扉水中3年)
【同市ふれあい都市推進協議會
会長賞】高木麻衣(筑後市立西
牟田小4年)堺詩央音(久留米
市立屏水中2年)【筑邦銀行賞】
河口和香(同市立篠山小6年)
牟田早奈惠(同市立北野中1年)
【読売新聞社賞】小林楓(筑後
市立西牟田小6年)和佐野ひ
り(久留米市立北野中1年)

くるめ「小さな親切」運動の会 会長賞

『ぼくにできること』

久留米立小森野小学校
3年 高田 歩夢

ぼくには、とても大切にしているお守りがあります。そのお守りは、ぼくがびょう気の時に早くびょう気がなおり、元気になれるようにと、お母さんからもらったお守りです。そのお守りをもつていると、元気がわいてきて、一日元氣でいられる力をあたえてくれます。ぼくは、そのお守りをずっと大切にもっています。

今年の一月、そのお守りがある神社に行きおまいりの後、新しいお守りに買いかえました。お守りをいただく時に、「このお守りをもつているとびょう気がなおって、ぜったいに元氣になれるからね。」と言われました。その言葉を聞いた時にこのお守りをあげたい人のこと

を思い出しました。

その人とは、お母さんのお友だちで、ぼくと同じでびょう気と一緒にめいたかっている人です。ぼくは、その人に早くびょう気がながおつて元気になり、家にもどつて家族みんなで楽しく生活をしてほしいと思いました。ぼくは、その人のために自分のおこづかい同じお守りを一つ買いました。そのお守りを早くあげたかったけど、入いんしていったので自分であげることができませんでした。そこでぼくは、お手紙を書いてお母さんにわたしてもらおうにお願いをしました。その手紙の内容は、

「このお守りをもつていると元氣になるんだよ。早くびょう気なおしてね。」

と書きました。お母さんは、次の日にびょういんに行つてくれて、手紙とお守りをわだしてもらつたと聞きました。お母さんもほんとうにほんとうに元気になつてほしいと思いました。その紙ぶくろの中には、けしゴムできただぼくの名前がほつてあるスタンプと小さなお手紙が入っていました。その手紙には、「歩夢君へ。お守りをくれてありがとう。うれしくていっぱいいたよ。お守り大切にするね。早くびょう気なおすね。本当にありがとうございます。」と書いてありました。そのお手紙を読んでぼくの思いをつたえることが

できても安心しました。
今までぼくは、びょう気のちりようでまわりの人から元氣をもらった
り、ゆう気づけてもらうことばかりでした。けど今回ぼくがおくつたお
守りとお手紙によつて、人に元氣をあげたりゆう気づけることができ、
ぼくでも人のために力になれるんだなと思いました。
これからも自分がもらつた力や元氣やゆう気を、たくさん的人にあた
え、もらった人が元気になつたりえ顔になれるようにできたらいいなと
思います。

平成25年度（第65回）明るい選挙啓発ポスターコンクール 「文部科学大臣・総務大臣賞」の受賞について

1 概要

標記ポスターコンクールで、青陵中学校1年 中村 将隆（なかむらまさたか）さんが、「文部科学大臣・総務大臣賞（連名）」を受賞されました。

当該コンクールの応募は全国で145,257点（小学校68,275点、中学校73,274点、高校3,708点）で、大臣賞の受賞者は18名（小学校各学年1名、中学校・高校各学年2名）となっており、福岡県では唯一の受賞となっています。

2 第一次審査実施状況〔久留米市〕

《第一次審査〔久留米市〕》

応募数 407点（小学校319点、中学校87点、高校1点）

入選数 34点

小学校：優秀賞2点、優良賞6点、佳作18点

中学校：優秀賞2点、優良賞2点、佳作 4点

3 授与式及び表敬訪問

平成25年12月18日（水）

午後4時30分～ 賞状及び副賞の授与式 選挙管理委員会事務局

午後5時～ 表敬訪問 市長応接式

久留米の中1・中村君最高賞

全国選挙啓発ポスターコン

12/12.19 熊日



受賞作を持つ中村将隆君（右から2人目）＝久留米市役所、市提供

今年度の「明るい選挙啓発ポスター・コンクール」（明るい選挙推進協会など主催）で、久留米市立青陵中学校1年の中村将隆君（13）が最高賞の文部科学大臣・総務大臣賞を受賞し、

18日に市役所で表彰状を受け取った。

たくさん的人が、「政治」

といふ字の形に材木を組み

立っている様子を水彩で描

いた。政治家の不正が相次

ぐ状況について、「恥ずかし

いし、このままでは危険」

との思いを込めて、背景を

赤く塗りつぶしたという。

中学ではテニス部に所属

し、最近、生徒会副会長に所屬

なったばかり。受賞について「驚きです。政治が少しでも良くなってくれれば」と話した。

コンクールは小中高校生

が対象。中学の部は全国か

ら約7万3千人が応募し、

最高賞は各学年から2人ず

つ計6人が選ばれた。久留

米市選管では中村君の作品

を市の広報誌に掲載し、啓

発に役立てる。（遠山武）

ターコンクール（財団法人明るい選挙推進協会などが主催）で、久留米市立青陵中1年、中村将隆君（13）が、最高の「文部科学大臣・総務大臣賞」に選ば

れだ。たくさんの人たちが金色の「政治」という文字を協力して組み立てている構図。背景の赤い「政治家の不祥事は恥ずかしい」などという意味を込めた。夏休みの宿題として画用紙に絵の具で描いたという。

部活動はテニス部に所属し、

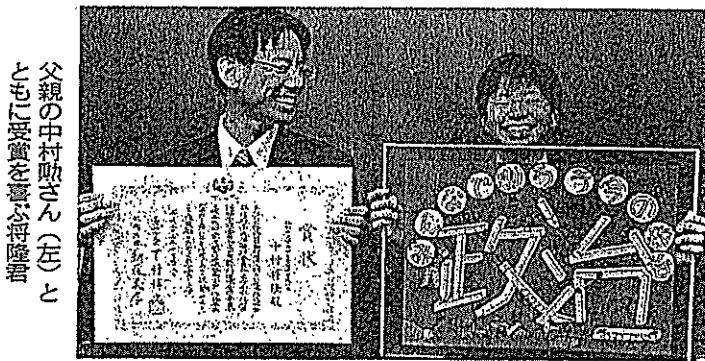
生徒会副会長も務めるという中

村君。18日、父親の熙さん（45）

とともに市役所を表敬訪問し、

「ポスターをきっかけに少しでも政治が変わってくれたら。投票のきっかけにもなればいい」と喜びを語った。

コンクールは、全国の小中高校から計14万5257点の応募があり、文部科学大臣・総務大臣賞には18点が選ばれた。同賞を受けたのは県内唯一で、市では中村君の作品を市広報誌などに掲載し、選挙啓発に役立てる方針。



中村君に全国最高賞

12/12.19 読売

れた。

たくさんの人たちが金色の

「政治」という文字を協力して

組み立てている構図。背景の赤

い「政治家の不祥事は恥ずかし

い」などという意味を込めた。

夏休みの宿題として画用紙に絵

の具で描いたという。

部活動はテニス部に所属し、

生徒会副会長も務めるという中

村君。18日、父親の熙さん（45）

とともに市役所を表敬訪問し、

「ポスターをきっかけに少しでも政治が変わってくれたら。投票のきっかけにもなればいい」と喜びを語った。

コンクールは、全国の小中高

校から計14万5257点の応募

があり、文部科学大臣・総務大

臣賞には18点が選ばれた。同賞

を受けたのは県内唯一で、市で

は中村君の作品を市広報誌など

に掲載し、選挙啓発に役立てる

方針。

